九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

摂関院政期における疾病（障害）表現の基礎的考察：四肢の疾病・盲・皮膚疾患を中心として

藤本，誠
慶應義塾大学

https://doi.org/10.15017/7172663

出版情報：障害史研究. 5, pp.1-22, 2024-03-22. Society for Disability History Studies （Shōgaishi Kenkyūkai）
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

障害史研究　第５号
2024年３月 発行

《論　文》

摂関院政期における疾病（障害）表現の基礎的考察

── 四肢の疾病・盲・皮膚疾患を中心として ──

A Fundamental Study of the Representation of Disease（Disability） from the 10th to the 12th Century:

Focusing on diseases of the extremities, blindness, and skin diseases

藤本　誠
Makoto FUJIMOTO
（慶應義塾大学）
（Keio University）

要　旨

本稿では、摂関院政期にみえる身体的に重度な疾病（障害）や皮膚疾患と関わる表現の歴史的位置づけについて検討し、障害史の視点から当該期が疾病（障害）認識の一画期であることを示す。その際、10世紀成立の医書である『医心方』や古辞書の『倭名類聚抄』の表現と比較しながら、随筆・物語・古記録や仏教説話集などの記述を歴史的に位置付けることを試みる。

第一章では、四肢の疾病（障害）の表現について検討し、『医心方』や『倭名類聚抄』においては多様な表現が確認される一方で、疾病（障害）と関わる表現として「かたは」が用いられるようになることや、当該期の身体観の変化と関わり、「五体不具穢」という認識とそれへの対応方法が成立することに着目する。

第二章では、目盲等の表現についての検討を行い、主に古記録から一般的な目盲者に対する認識及び、三条天皇の眼病の記事を考察する。つづいて仏教説話集の表現の検討から、因果応報や法華経信仰との関わりを指摘し、合わせて説話の配列からも社会的位置づけの検討を試みる。

第三章では、皮膚疾患の表現について検討し、12世紀における癩病の位置づけとその歴史的背景について、主に平安京周辺の癩者を隔離した場の問題と光明皇后の湯浴み説話から考察する。

以上の考察を通じて、摂関院政期は、疾病（障害）観・身体観が変化する時期であるとともに、疾病（障害）者と健常者とを社会的に区別する認識が形成される一画期であることを示したい。

ABSTRACT

This paper discusses the historical mapping of expressions related to severe physical diseases（disabilities）and skin diseases from the 10th to the 12th centuries and shows that this period was a watershed in the recognition of diseases（disabilities）in the history of disabilities in Japan. In doing so, we will compare such expressions in the 10th-century medical text “Ishinbo”（『医心方』）and the ancient dictionary “Wamyo Ruiju Shou”（『倭名類聚抄』）with those in essays, stories, chronicles and Buddhist collections of discourses, and attempts to situate them in historical terms.

In Chapter 1, I examine the expressions of diseases（disabilities）of the extremities and note that while a variety of expressions are found in the “Ishinbo” and “Wamyo Ruiju Shou,” “katawa”（「かたは」）is used as an expression related to diseases（disabilities）, and that it was related to changes in the view of the body in that period, and the recognition of “gotai fugu kegare”（「五体不具穢」）and ways to respond to it was established.

In Chapter 2, I examine the expressions of blindness, etc., and consider the general recognition of the blind,

mainly from ancient records, the article on Emperor Sanjo's eye disease. Then, from the expressions in Buddhist sermon collections, I point out their relationships between cause and effect and the belief in the Lotus Sutra, and from the arrangement of the sermons, I attempt to examine their social positioning.

In Chapter 3, I will examine the expression of skin diseases, and consider the position of leprosy in the 12th century and its historical background, mainly from the issue of the places where lepers were isolated around Heian-kyo and Empress Komyo's bathing discourses.

Through the above discussion, I would like to show that the 10th to the 12th centuries were a time of change in the view of disease (disability) and the view of the body, and the epoch in which the social distinction between the sick (disabled) and the healthy was formed.

はじめに

摂関院政期における疾病（障害）の問題は、1960年代から1980年代にかけての中世史研究において、癩病＝業病観の未成立や触穢思想の展開の問題と関わって議論されてきた(1)。ただし先行研究の多くは、被差別民と関わる身分制研究と中世の社会構造の特質の解明が主たる目的であり、河野勝行氏の研究を除いて、障害史研究の視点から深めたものは殆どみられない。しかし河野氏の研究においても、10世紀以降に成立した『医心方』などの医書、『倭名類聚抄』などの古辞書類の存在、さらには10世紀以降に疾病（障害）と関わって用いられる「かたは」などの表現の問題や、多様な疾病（障害）関係史料相互の関係については十分論じられているとは言い難く、また触穢思想の肥大化の影響による賤視を過度に強調する傾向がみられる。そこで本稿の目的の一つとして、様々な性格をもつ諸史料から多様な疾病（障害）表現(2)を析出し、比較検討の素材としたい。

また筆者は前に、８世紀から９世紀前半までの疾病（障害）関係表現について考察し、これまでの研究では十分に用いられてこなかった法会の説法の手控えと関わる『東大寺諷誦文稿』や『日本霊異記』・『日本感霊録』などの仏教説話集も含めて分析することにより、以下の結論を得た(3)。すなわち、８～９世紀の日本においては、①四肢の疾患を特徴とする身体的疾病（障害）者と目盲者が、疾病（障害）者の代表的・象徴的存在であり、実態としても多数存在していたと考えられること、②疾病（障害）者を忌避する観念と大切に扱う観念の両者が併存した可能性が高いこと、③仏教の受容以降に疾病（障害）を悪報と意味づける傾向が強くなっていったと考えられること、④仏教の受容後は、それ以前からの観念と重層し、精神・知能の疾病（障害）者に仏教的に良い意味づけが与えられる場合もあったこと、⑤皮膚疾患者については、元々社会的に忌避され道に遺棄される実態があったが、業病としての「瘡」・「癩」の知識の受容は一部の知識階層に留まり限定的であったこと、以上の五点である。そこで本稿では、上記の特徴がその後の時代にどのように展開したかという視座も含めて、主に10～12世紀（摂関院政期）における身体的疾病（障害）者と目盲者（①②③）及び、皮膚疾患（⑤）の表現とその特質を論じることを、第二の目的としたい。

第１章　摂関院政期における四肢の疾病（障害）

(1)『医心方』・『倭名類聚抄』にみえる四肢の疾病（障害）表現

まず10世紀に成立したとされる『医心方』・『倭名類聚抄』（以下、『倭名抄』）の二書にみえる表現を整理する。『医心方』（984年撰進）は、針博士であった丹波康頼が唐の王燾の『外台秘要方』（752年成立）に倣い、疾病ごとの治療法を中国六朝・隋・唐代の本草・医書を網羅・博捜して編纂した平安時代の医学知識の集大成であり、天皇家・摂関家・医家に独占的に所有され、天皇家や貴族層の治療に活用されていた(4)。四肢の疾病（障害）表現については、骨折などの治療法を記した巻18-21の「治腕折破骨傷筋方」の題目の中にまとまっており、『小品方』・『葛氏方』・『千金方』・『概要方』などからの引用により「傷

折」・「捥折四支骨」・「破骨」・「折骨」・「四支骨破砕」・「傷筋」・「手脚折」・「傷折筋骨」、また22の「治従高落重物所荒方」に『医門方』からの引用として、「損筋骨」・「骨破砕」などの表現が確認できる(5)。巻８では「脚気」の治療法についての記述が約半分を占め、１～３には具体的症状として、『病源論』や唐臨の論の引用から、「屈弱不能行」・「行忽屈弱」・「攣急」・「挙体転筋」・「脚漸枯細」・「両胫腫満」などの表現が見える。

また源順撰の『倭名抄』は、醍醐天皇皇女の勤子内親王のために撰進した書であり、内外の諸書から記事を引用し、約3000余の項目と万葉仮名による和名約3000を記し撰者の説を付記したもので、承平年間（931～38）頃に成立したものと言われている(6)。「病類」の項目をみると、「蹇」（訓：阿之奈閉）には「行不正也」、「転筋」（訓：古無良加倍利）には「由脚弱所生也」、「痿痺」（訓：比留無夜末比）には「不能行也」とある(7)。また「脚気」は「俗云阿之乃介」とあることから、『枕草子』181段「病は」にみえる「あしの気」と対応することが指摘されている(8)。以上、平安時代の医書や古辞書には、四肢に関わる疾病（障害）表現が数多くみられ、少なくとも両書の表現は貴族社会においては受容されていた可能性が高いと考えられる。

(2)「かたは」の表現

前節では、四肢の疾病（障害）表現が10～12世紀に多様に存在したことについて確認した。しかし当該期には戸籍・計帳のような史料がないこともあり、管見の限り四肢の疾病（障害）に関わる直接的な表現は殆ど確認できない。そこで当該期の四肢の疾病（障害）表現を考える手がかりとして、「かたは」という表現に注目したい。これについては千本英史氏の専論(9)があるため、氏の研究を参照の上で考察を進めていきたい。まず古辞書類で「かたは」がみえるのは、12世紀の『類聚名義抄』（観智院本）であり、「蝸〈或窟字／カタヘ〉」とある。窟の古字であな、あなぐらの意であるが、千本氏は字形のとおり、背骨の突き出ているさまをいうのであろうと推測している。また12世紀後半の三巻本『色葉字類抄』には「癘〈カタハ〉」とある。「癘」は諸橋徹次『大漢和辞典』をみると、①つかれる。やむ、②きとく、③老いる、④せむしなどの意味があり、④の意味であれば、疾病（障害）を意味することになる。

つづいて日本の用例では時代はやや下るが、『徒然草』第154段には以下の文章がある（下線・波線は筆者。以下、同じ）(10)。

> この人、<u>東寺の門に雨宿りせられたりけるに、かたは者どものあつまりゐたるが、手も足もねぢゆがみ、うちかへりて、いづくも不具に異様なる</u>を見て、とりどりに類なき曲者なり、もつとも愛するに足れりと思ひて、まもり給ひけるほどに、やがてその今興尽きて、みにくくいぶせく覚えければ、ただ素直に珍らしからぬ物には如かずと思ひて、帰りて後、この間、植木を好みて、異様に曲折あるを求めて、目を喜ばしめつるは、かのかたはを愛するなりけりと、興なく覚えければ、鉢に植ゑられける木ども、皆掘り捨てられにけり。さもありぬべきことなり。

ここから、東寺の門には「かたは者ども」＝「手も足もねぢゆがみ、うちかへりて、いづくも不具に異様なる」者が集まっていたことがわかり、手足などの四肢の疾病（障害）の状態を「不具」と認識されていた。ただし後世の狂言『三人片輪』では、盲目・蹇・唖の三種の機能障害が「かたは」という語で代表されていることが千本氏により指摘されており、必ずしも四肢の疾病（障害）のみに限定した表現ではなく、疾病（障害）の総称としての意味がある。

また千本氏は『源氏物語』に「かたは」は43例確認でき、世の中の常識というものを逸脱したような場合に用いられるが、身体障害を表すと思われる用例は１例のみであるとし、それ以外の身体障害を表す早い時期の史料としては、10世紀末に成立したとされる『宇津保物語』に複数みえることを指摘している。以下に掲出しよう(11)。

まず巻９「菊の宴」において、源宰相（実忠）が山里のある家を訪れた際に、妻子の家だと知らずに歌を詠んだが、北の方は周囲の人が宰相の声を聴いて誰だかわかる人たちであったにもかかわらず、誰にも応答させなかったという場面である。

宰相、「夕暮れの黄昏時はなかりけりかく立ち寄れど問ふ人もなし」とて、上りて居給ひぬ。皆、声聞き知り給へる人のみあれば、ものも言はせず。宰相、「などか、もののたまふ人もなき。もし、かたはびと（片端人）の住み給ふ所か」とて、「山彦も答ふるものを夕暮れに旅の空なる人の声にはあやしく。などか、世離れたる住まひはし給ふ。思ふ心なき人々、好かずや」などとのたまふ。…

ここでは歌に応答しない人々に対して「かたはびと」と表現している。具体的には「口のきけない人」[12]を意味するが、このことを「かたは」と表現したことは、疾病（障害）を意識した用法といえる。

つづいて、巻15「蔵開き下」では、左大臣の北の方が、右大将の源仲忠の子であるいぬ宮について語る場面である。

大殿の北の方（六君）、「この稚児はいかがある。いぶかしさに、先つ頃、おとどの内裏にものしたまひし頃、見にものしたりしかど、さらに見せたまはず。何しにかは。かたは（片端）やつきたる」。（典侍）「あなまがまがし。ただ父おとど、今少し小さくて、気近きにこそおはすめれ。日に二度三度はありし御文に、人に見せたてまつりたまふな、とのみありしかばこそ侍りけめ。藤壺の御方よりも、生ひまさりたまひなむかし」。…

この場面では北の方が仲忠の子を拝見しようとしたけれども、一向に見る事が出来ないために、どこか不具合でもあるのか、という意味で「かたは」を用いている。それに対して典侍が、そのような言い方は不吉なことであると言って、その後でいぬ宮の容貌を説明していることからすれば、やはり疾病（障害）と関わる表現といえる。

最後に巻16「国譲り上」では、右大臣源正盛の厚意によって中納言に昇進した源実忠が、正盛へ御礼の挨拶に来た時に、あて宮と語る場面にみえる。

中納言「（前略）早う聞こえわづらひて、死に返り惑はれし心地なれど、今は思ほし疎むべきにもあらぬを、ただここもとに出でさせたまひなむや、と聞こえたまへ」とのたまへば、兵衛「かく」など聞こゆれば、母屋の御簾の柱もとに臥したまひて、（あて宮）「ここにも、いかで聞こえむと、年ごろに思ひつるに、いとうれしくものしたまふなるをなむ。さてのたまひつべからむことは、なほのたまへ。ここにいとよう聞こゆ」といはせたまへば、中納言「今は耳も聞こえはべらず。人の聞こしめすばかり、ものも聞こえねば、遠くてはえなむ」と聞こえたまふ。上（あて宮）、「かたは（片端）人にこそは。むつましうはものしたまはざりけり」とのたまふ御声、いと近ければ、いとあやしくめづらしく思ほえて、「それも、誰がしなさせたまへるにか」と聞こえたまふ。…

この場面は、中納言が昔から想いを寄せていたあて宮に、近くで話をしたいと兵衛を通じて伝えたところ、あて宮は自分にはよく聞こえていると言ったため、中納言が今は耳もよく聞こえず、あて宮に届くような声もでないと申し上げたところ（波線部）、あて宮は中納言に対して「身体が不自由なのか」と確認する意味で「かたは人」を用いている（下線部）。比喩的ではあるが、身体的疾病（障害）としての表現といえる。

以上、疾病（障害）に対する表現として、10世紀頃には「かたは」が用いられていたことが確認できる。巻15「蔵開き下」では人前に見せられないという意識もあることから、健常者と区別された存在を示す表現であるといえる。その後、疾病（障害）に関わる「かたは」の用法は、12世紀初成立の『今昔物語集』巻16-22に、「痾女」を「片輪者」と表現する場面がある。また同巻20-35には、白癩になった者が清水坂本に住んだところ、そこにいる「片輪者」の中でも憎まれたという場面がみえ、定着していった様相がうかがえる。冒頭の『徒然草』第154段の記述は、10世紀頃を起点として成立した「かたは」の展開した用法であったといえよう。

(3)「五体不具」の表現

最後に、夙に河野勝行氏が着目されていた「五体不具」の表現の出現について論じていきたい。「五体不具」という表現は、あくまで死体に対する表現であり存命の身体障害者に対しては用いられず、疾病（障害）とは直接関わらないという批判もあるが[13]、古代の身体観との関わりで言えば、やはり表現自体の出現の意味については検討の余地があると考える。河野氏は、11世紀前半成立の『小野宮年中行事』雑穢事に、「或記云、人死之類、五体不具者為二七日穢一。其事常有二議定一。或猶以為二三十日穢一。案之五体相具三十日、恒例之法也。五体不具七日、臨時之儀也。」[14]と五体不具穢の規定化を示し、その一方で10世紀前半成立の『延喜式』巻３・臨時祭49触穢応忌条に「凡触二穢悪事一応レ忌者、人死限二三十日一〈自二葬日一始計〉。」[15]とあるように五体不具穢が未成立であることから、『延喜式』以降に「五体不具者」を「七日穢」とする規定が成立することを指摘した。そして『西宮記』裏書・定穢事に、「承平五年四月一日、神祇祐助実・史茂行過状、給二外記真実一令二続収一。是有二参議伊衡朝臣宅一小児。頭以下腹以上、相連無二四支一。而助実送勘文云、五体不具也、可レ忌二七日一者。彼朝臣依二此勘文一、過二七日一参二入内裏一。」[16]とあるものが最古であるとしつつも、他の事例では必ずしも同様の判断をしていないことから、五体不具穢の定着は下って10世紀後半であるとされた。

しかし上記以外の諸史料をみると、早いものとして『本朝世紀』天慶５年（942）５月４日条に、「…公卿定議云、夜間雖レ聞二犬囂之声一、不レ見レ有二死人一、至二于見着之時一、只有二頭与胸一。五体不具死人不レ可レ為二三十日穢一之由、前年已［　　］七日為レ期。於レ事可レ宜云々。但勅答［　　］而不レ見。尤疑全体死人夜中喫出歟。以二明日一、慥可二議定一者。」[17]とある。これは元々「左近衛府中将曹司」で死んだ童子を犬３・４頭が喰らい、胸上と頭のみがあり手足がなかったものについて五体不具穢としたというものであり、元々は「全体死人」であったものを犬が喰らったことで「五体不具死人」となったという。また『日本紀略』天徳４年（960）10月４日条に、「四日庚午。奉二幣伊勢大神宮一。而今夜、左近衛府有二死人頭一。仍有二大祓一。外記勘申、五体不具穢七日云々。」[18]、同安和２年（969）９月４日条には、「四日戊申。内裏有二五体不具之穢一、七日為レ限。」とある。10世紀前半には議論があったものの半ばまでには概ね定着していたとみられる。このような「五体不具」の死体を、「五体相具」の死体と区別する意識が成立したことは10世紀以降の身体観と関わるものである。特に、「五体不具」の死体の場合に穢れの日数が大幅に少なくなることは、四肢の疾病（障害）への意識との関わりが十分想定されうるという意味では、やはり重要であるといえるであろう。

以上本章では、摂関院政期における四肢の疾病（障害）の表現について考察し、医書である『医心方』や古辞書である『倭名抄』においては多様な四肢の疾病（障害）表現が確認されるものの、他の諸史料に具体的な記述は殆どみえず、その一方で疾病（障害）と関わる用法で「かたは」が用いられるようになったこと、さらに10世紀前半から半ばには遺体に対する五体の「不具」を七日の穢とする認識が形成されていたことなどを指摘した。

第２章　摂関院政期における目盲等の表現

(1)『医心方』・『倭名類聚抄』にみえる目盲等の表現

まず『医心方』により、特に重度の疾病（障害）である盲聾等に関わる表現を確認する。聾唖語彙については、末森明夫氏による研究がある[19]。氏によれば、聾に関する語彙は巻2・5に集中し、依拠文献は、『病源論』・『葛氏方』・『小品方』・『千金方』など14件にのぼるという。巻5-1～12までは耳の疾病に関するものであるが、例えば第１に「治耳聾方」とあり、その中に『葛氏方』からの引用として、耳の状態により「風聾」（抑えつけられる痛み）・「労聾」（黄色い汁が出る）・「乾聾」（耳垢が出る）・「虚聾」（耳鳴りがする）・「亭聾」（膿汁が出る）といった表現がみられる。その他に、巻14に「卒聾」、巻23と28に「瘖聾」がみられる。眼の疾病については、続く巻5-13～30までである。そこでは『葛氏方』・『千金方』・『病源論』などからの引用として「目不明」・「目失明」・「目膜々不明」・「眼闇」・「清盲」がみられ、小題目として「雀盲」（夜盲症）・「目膚翳」（白内障）

など多様な表現が記されている。なお、唖の関連表現については、末森氏により、巻22・28に「瘖痾」、巻23・28に「瘖聾」がみえるほかに、「瘖癒」・「不言」・「不語」・「不能語」・「失音」・「失声」の表現が指摘されている。

『倭名抄』巻３・40病類をみると、「聾」（訓：美々之比）には「耳不聞声也」、「聆」（訓：美々太利）には「風熱耳生膿汁也」とあり、「盲」（訓：米之比）には「目無眸子也」、「清盲」（訓：阿岐之比）、「近目」（訓：智賀米）、「眇」（訓：須加女）には「能視蹇能行」、「目翳」には「目膚眼精之上有物、如蠅翅是也」、「雀盲」（訓：度利女）には「如鳥雀暝則無所見也」、「眩」（訓：女久流女久夜萬比）には「目所視動乱、如懸物揺然不定也」、「瘖痾」（訓：於布之）には「不能言也」、「吃」（訓：古度々毛利）には「重言也」とある。以上、いずれも和名や俗名をもつことからも、中国医書等に基づく多様な表現の受容が確認できる。ただし後述するように、10〜12世紀の諸史料には「聾」・「盲」という表現自体は見られるが、医書や古辞書にみえる詳細な表現は殆ど確認できない。

(2)『小右記』における「盲」等の表現

本節では、藤原実資の日記である『小右記』から、いくつかの「盲」表現の記事や、三条天皇の眼病の記事から「盲」等の認識について考察する。まず長和四年（1015年）９月10日条を掲出しよう[20]。

> 十日、丁巳、皮仙新占二東山一、結二構小堂一、安二置金色釈迦如来一。亦此寺盲仙、有二暗誦数巻大乗経一云々。仍向二彼堂場一。頭中将資平・前大和守景斉同車到二坂下一。騎馬参上、有二皮仙・盲仙等一。盲仙暗二誦観仏三昧経一、誠随喜。件仙名延毫〔亮〕、讃岐国人、年三十三、目盲。其後暗二誦諸大乗等経一。若是権者欤。…

本条では皮仙行円が粟田山の付近と思われる「東山」を新たに占めて「小堂」を建て[21]、金色の釈迦如来像を安置したが、その寺（小堂）には「盲仙」（盲目の聖）がいて大乗経を暗誦していたという。この「盲仙」は延亮という法名を持ち、33歳で目盲となったが、その後に多くの大乗経を暗誦していたため、実資から「権者」という評価を受けている。つづく長元四年（1031年）８月28日条には、以下の記事がある。

> 二十八日、癸卯、…悲田并鴨河堤病者・窮者等給二少米一。又骨〔革ヵ〕堂盲者二人〈□□一人、□□一人〉、各令レ給二斗米一。亦々尋二窮囚〔困ヵ〕者一可レ給。

ここでは実資が悲田院や鴨河堤にいた病者・貧窮者に施行をした際に、行円の布教拠点であり、一条大路の北にあたる場所に立地する「革堂」（行願寺・一条北辺堂）にいた「盲者二人」にも、施行をしていたことがわかる。以上から、平安京周辺の寺堂には盲僧や盲者が集住していたと想定され、革堂の盲僧は多くの経典を暗誦できるという異能をもっていたため「権者」と認識されていたこともうかがえる。本条の盲者については、例えば『日本霊異記』下巻12縁で盲者が薬師寺で乞食をしていたように、寺堂に寄生して生活をしていた人々と考えられよう。

その他には、長元二年（1029年）９月11日条に、「丙寅、辛島牧駒三疋牽進、給二為経・成任一。今一疋目盲、仍返遣之間、依二智照（脱アルカ）一給レ之。式光従レ牧駒二疋牽進、給二駒摂津守為職一之由、仰二式光一、先了。」とあるように、辛島牧から献上された三匹のうち一匹の馬が目盲であったため返却されるはずであったが、智照が所望したためその馬を与えたというものである。また長和三年（1014年）３月６日条にも「盲馬」という表現がある。加えて長和元年（1012年）５月21日条には、「比レ臨レ暗如二盲者一。」と暗闇の中にいる状態を「盲者」に例えた表現があり、上記はいずれも健常者とは異なる状態にあることを意味する用例といえる。

「盲」の表現は、数多くの古記録のうち上記の事例があるに過ぎないが、実際に天皇や貴族が眼病になった記述がある。ここでは多くの記事が残されている三条天皇（寛弘８年（1011）即位）の事例をみていきたい[22]。三条天皇には、『権記』長保３年（1001）６月２日条に、「東宮此夜半許有二御悩一。」[23]とあるように、たびたび病気になった記事が見られ、三条天皇は東宮時代より健康状態が良かったとは言

い難い。そのような中で『小右記』長和３年（1014）３月１日条には、

> 資平、従レ内罷出云、召二御前一被レ仰云、聞二食為信参上之由一、即雖レ令レ召、申二病障一不レ参。但両度令レ服二丹薬一、其後聞二食冷物一。而近日片目不レ見、片耳不レ聞。極悩之内、臨レ夜弥悩。問二為信一、可レ奏二所レ申之趣一者。…

とあり、この頃から眼病と耳の病にも苦しんでいたことがわかり、清原為信にその治療法を尋ねている。同年３月３日条には、「為信以二中将一、令レ奏下聞二食紅雪一之由上。」とあり、さらに３月17日条には、

> 資平・為信相対、問二昨日仰事趣一。為信申云、御目者通二肝蔵〔臓〕一。御飢所レ致也。腎蔵〔臓〕又令レ補給、謂二御飢一者、若又御心労欤。子細不レ注。入レ夜資平来云、具以奏聞、仰云、所レ申相合。令レ感給也。御心労事、然事也者。但下二給紅雪五両一分一。是皇后宮所レ被レ献也。令レ見二為信一、可レ令レ申二善悪一也。又可レ令レ勘二申聞食之日一。又供二御薬一之事、以二為信一可レ令二奉仕一者。

とあるように、眼病の原因として、直接的には肝臓・腎臓に通じており、食事の摂取が不十分なこと（飢え）によるものと為信が申上しているが、資平がその飢えのもとは天皇の「御心労」によるものではないかと申上したところ、天皇も感じることがあったという。長和三年以降、譲位を促す道長と三条天皇の関係は悪化し仇敵に近いものとなっており[24]、道長に譲位を迫られるが故の心労と考えられる。

三条の眼病の治療法としては、まず薬の服用がみられる。為信が勧めた紅雪のほか、シクンシ科の高木の葉や実で、風邪・通便などに用いられた訶梨勒丸などを服用している記事がある。ただし紅雪とは朴瀉（下剤）の薬であり、眼病との関係は不明である。その他には、僧侶による占いや加持・祈祷、神祇への祈願などがみられる。『小記目録』長和四年（1015）２月25日条に、「主上御目病仁海占申事」とあり、さらに『小右記』同年５月４日条には、「主上御目、冷泉院御邪気所レ為云々。託二女房一顕露。多二所レ申之事一云々。移レ人之間、御目明云々。」とあるように、故冷泉院の邪気によるとの認識も存在した。加えて、『小記目録』長和四年（1015）３月６日条には、「律師心誉御加持間、御目宜事」とあり、『小記目録』同年３月21日条には「依二御目不快一、被レ始二御祈一事」とあることから、約１年後には加持・祈祷がなされていた。その後４月21日条に三条天皇は、伊勢神宮に使者を立て、石清水八幡宮と賀茂社に行幸することによって、眼病平癒を祈願しようとする大願を立てているが、七度にわたる延期の後、９月14日に伊勢神宮以下の６社に奉幣使を発遣した。この間『小右記』には、半年にわたって三条天皇の眼病の状況とその対応が詳細に記されており、三条天皇の眼病が政務と関わりいかに重大事であったかがうかがえる。そのような経緯を経て、長和四年（1015）10月22日条には、以下の記事がみえる。

> 又資平云、主上被レ仰云、目弥不レ見、足又不レ動、更不レ可レ堪。至レ今何為、譲位事、不レ可レ過二正月一。此事語次可レ伝云、欲レ聞二食所一諫。令レ申云、左右何答、可レ在二叡慮一、但能可二思食定一事也。

ここから、三条天皇の眼病は四肢とも連動して悪化していた様子がうかがえ、症状の悪化が譲位の直接的な要因であったことがわかる。同年８月22日条には、「又云、相府云、主上御目、所レ恃甚少。遠近物已不レ覚。叙位・除目不レ可レ被レ行。又不レ可レ候二官奏一。如レ今皇政廃忘。徒然銷日。雖レ有レ所レ憚、不レ可レ不レ奏者。」との道長の言葉にあるように、天皇の眼病は叙位・除目や官奏という重要な政務に支障をきたすものであった。10月２日条には、良識派の大納言藤原公任と中納言源俊賢が、道長に催促されて三条天皇に譲位を迫った記事もあり、必ずしも道長の権勢欲のみに起因しているわけではなかったとの指摘もなされているように[25]、眼病の悪化は政務の遅滞へと繋がり天皇の地位を揺るがすものであったといえよう。

(3) 仏教説話集にみえる「盲」等の表現

最後に、摂関院政期に成立した仏教説話集にみえる疾病（障害）表現をみていく[26]。11世紀半ばに成立した鎮源著『法華験記』[27]をみると、盲目の話は全128話中の３話にある（以下、仏教説話の内容については、論文末の表を参照）。上巻27話の「備前国盲目法師」では、12歳で盲目になった人が延暦寺根本中堂の薬師仏の前で祈ったところ長老僧が現れる。その老僧より盲人に対して、前世で毒蛇に転生した際に、たまたま聖の読誦する法華経を聞いたために人身を得たが、前世で餓えに苦しみ仏前の常灯の油を毎晩舐めて食したためお前は盲目になったのだと告げられ、発露懺悔し現世で法華経を読誦したところ開眼した話がある。この説話からは、盲人が畜生道より上位で通常の人身よりも下位という認識がうかがえる。仏前の油を用いることにより目盲となった話は、『日本感霊録』にもあり、日本古代において早くから用いられていた話型である。

下巻91話は、二目盲の法華経の持者が道に迷って山寺に居候したが、寺の住持が里に行ったきり帰らず、その間法華経を読誦することで仏の加護により数か月も生き延びることができ、春になり山寺に里の人が来て、里に下りることができたというものである。里に下りて以後の話として、「病悩之人、聞二盲僧経一、除二癒病患一。悪霊邪気、聞二盲僧経一、皆発二道心一、永捨二執着一。旱損田畠、盲僧誦経、有二自然水一、流充豊饒。」とあり、盲僧の経の力により病を癒し、悪霊邪鬼に道心を起こさせ、田畠に豊饒な水を齎すなど特異な力を有していたことが記されている。これは直接的には法華経の力とされているが、最終的に開眼する以前の盲僧の異能として記されていることが注目されよう。

下巻122話は、筑前国の大宰府の役人の妻が、突然二つの目が盲となってしまったが、妻は宿報によるものとして法華経を３・４年にわたって読誦したところ目が見えるようになったという典型的な法華経の験力譚である。特徴としては、話末に「夫子眷属、親族朋友、乃至国内、皆伏膺云、『依二法華力一、両目忽開』云々。」とあり、本説話が大宰府官人の一族や知人から国内に広く知れわたったとする一文があることがあげられる。これは本話が法会などで語られた可能性を示すものであり、また当該期において、法華経の験力が目盲治癒と結びついて理解されていた可能性をも示すものといえる。

つづく12世紀初に成立した『今昔物語集』[28]では、この頃の説話とともに、９世紀初に成立した『日本霊異記』以降の説話が集成されている。管見の限り、疾病（障害）表現のみえる15話中の10話は、『日本霊異記』・『日本往生極楽記』・『法華験記』からの継承説話であることがわかる（表参照）。目盲だけに限ると７話中６話が継承説話である。このことは『日本霊異記』や『法華験記』の説話が、何らかの契機によって創作された可能性が高いとすれば、疾病（障害）関係説話は特定の目的や契機によって創作されるものであったからであろう。

巻24-23「源博雅朝臣行会坂盲許語」は、ほぼ同時期の12世紀初頭の『江談抄』を出典とするものであり、当該期の盲目を考える手がかりとなる。梗概は、醍醐天皇の孫で村上天皇の御代には殿上人であり、管弦の道にも秀でていた源博雅が、逢坂関に庵を作って住んでいた蝉丸という盲者が琵琶の名手であることを聞いて、三年にわたって逢坂関に通い続け、流泉・啄木という秘曲を聴き習うことができたというものである。話末の説示には、「蝉丸賤キ者也ト云ヘドモ、年来宮ノ弾給ヒケル琵琶ヲ聞キ、此極タル上手ニテ有ケル也。其ガ盲ニ成ニケレバ、会坂ニハ居タル也ケリ。其ヨリ後、盲琵琶ハ世ニ始ル也、トナム語リ伝ヘタルトヤ。」とあり、盲になったが故に「会坂」に移り住んだとある。ここで想起されるのは、『古事記』中巻・垂仁記におけるホムチワケ伝承の一場面である。すなわち、垂仁天皇の夢告で出雲大神の宮を天皇の宮のように整えれば、唖である皇子のホムチワケが物を言うようになるだろうとの告げがあった。そこで太占をして御子を大神に参拝させることになり、その時に参拝の道を占ったところ、「自二那良戸一、遇二跛・盲一、自二大坂戸一、亦遇二跛・盲一、唯木戸、是腋月之吉戸。」との結果が出たため、紀伊に向かう道を用いたという場面がある。ここにみえる「那良戸」は、「大和から山城へ向う道の出入口」とされ、「大坂戸」は「大和から河内へ向う道の出入口。穴虫峠を越える。」と注釈されており[29]、国境の坂や峠であった。「会坂」は山城国と近江国の境

で東国と京への交通路にあたり、関所の存在からも境界の地であった。話の中で博雅は、蝉丸があまりにみすぼらしい家であったため自らは訪れず、使いをやって内々に京に来て住んだらどうかと提案したところ、蝉丸はどこにどんな住処に住もうとも結局いつかは失われてしまう、という無常を歌に詠んだというくだりがある。このような場面の設定は、12世紀初頭においてもなお重度の疾病（障害）者が、境界的な場や道に移り住むという観念が存在した可能性を示すものではなかろうか。

ところで、12世紀中頃（久寿二年：1155）に成立した慈悲寺の源西編『探要法華験記』[30] をみると、説話の並びと構成が、上巻は、沙門→比丘尼→沙弥→俗人男→俗人女→畜生という往生伝の順で記され、さらに下巻では沙門→沙弥→比丘尼→俗人男→俗人女→**盲聾瘖痾女→癩者**→畜生→餓鬼の順に記されている。すなわち、疾病（障害）者が俗人と畜生の間に配置されていることが注目に値する。同様の認識は前述の『法華験記』上27にもあり、『今昔物語集』にも継承されている。すなわち疾病（障害）者が往生伝の順に基づき区別されたことには、12世紀半ばにおける疾病（障害）者の社会的地位やその認識の形成と密接に関わるものと思われる。なお、『探要法華験記』にみえる盲聾瘖痾女の説話である「長安老女」（下36）は、唐代に成立した『法華伝記』所収説話である。『法華験記』に依拠した日本の説話も多くあるにも関わらず、中国仏教説話を用いていることは、古代日本の盲聾等説話の数が僅少であることに加え、当該期において中国仏教説話を信憑性のあるもとして重視したことによると思われる。

以上本章では、『医心方』や『倭名抄』における受容状況を確認のうえで、摂関院政期における目盲等の表現について考察し、まず『小右記』の記事を中心に、目盲者は健常者とは異なる存在として区別されていたこと、三条天皇においては譲位の直接的な要因となったことなどを確認した。つぎに仏教説話集においては、現世の業に対する悪報として、また発心の契機ともなる話が多く、特に史料性とも関わり法華経が目盲の治癒と関わるという信仰がうかがえた。その一方で、盲僧を権者とする意識など異能をもつ存在とする認識もあったことを指摘した。加えて、12世紀の説話集における説話の配列から、疾病（障害）者が俗人と畜生の間に明確に位置づけられるようになったことを合わせて指摘した。これは中国の仏教説話集や往生伝には見られない特徴であり、当該期の社会的序列を反映したものとして注目されよう。

第３章　摂関院政期における皮膚疾患の表現 ――「癩」・「瘡」を中心として――

(1)『医心方』・『倭名類聚抄』にみえる皮膚疾患の表現

『医心方』巻3-20では、癩の表現のみでも『病源論』・『録験方』・『葛氏方』の引用により、「白癩」・「烏癩」・「木癩」・「火癩」・「金癩」・「水癩」・「蟄蜂癩」・「疥癩」・「酒癩」・「石癩」・「風癩」・「沸癩」などがあり、病状の進行に伴う症状によって識別され、ライ菌以外の類似した症状のある広範囲な皮膚病に用いられていたと考えられている[31]。また全ての事例ではないが、巻4-19では尋常性白班について、『千金方』・『新録方』・『葛氏方』・『録験方』・『極要方』・『劉涓子方』により、「白澱」・「白癩」・「竜舐」・「白定」・「白駁」と記している。巻17-1～5では、『病源論』・『養生方』・『葛氏方』・『劉涓子方』・『僧深方』・『千金方』・『小品方』・『集験方』などの引用により、「丹毒瘡」・「黒疸」・「赤丹」・「癬瘡」・「干癬」・「湿癬」・「風癬」・「白癬」・「円癬」・「牛癬」・「疥癬」・「馬疥」・「干疥」・「湿疥」・「水疥」・「悪瘡」・「熱瘡」など多数確認できる。

『倭名抄』巻３瘡類では、「瘡」（加佐）は『唐韻』により「痍也」、「疽」（発背）は『説文』により「久癰也」、「癰」（於容反）は『釈名』により「気壅結而不潰也」、「癬」（訓：銭加佐）は「乾瘍也」、「瘍〈附禿〉」（訓：賀之良乃加佐）は『説文』により「頭瘡也」、「浸淫瀋」（訓：心美佐宇）は『病源論』により「風熱発於肌膚也」などとあり、他にも「疥癩」（訓：波太介）・「丁瘡」・「丹毒瘡」など多数の名称が確認できる。以上から、10世紀段階において、中国医書に依拠しながら多くの皮膚疾患の表現が受容されていたことがわかる。

(2)「瘡」・「癩」の受容と歴史的展開

８・９世紀前半までの皮膚疾患については、別稿において業病としての「瘡」・「癩」の受容は一部の知識階層に留まるものであり限定的であるものの、皮膚疾患者自体が社会的に忌避され、病者が道に遺棄されるなどの実態があったことなども指摘した(32)。９世紀後半の史料としては、近年、手島大侑氏により指摘された高志内親王家の荘園経営に関わるとされる「内蔵寮博太荘牒」（『平安遺文』1-160）にみえる「瘡病」という表現がある。史料では、相論相手である観世音寺側の主張として、仏物の盗用によって庄預の荒城岑主が業病としての「瘡病」となったとしている(33)。本文書が貞観10年（868）10月12日の日付をもつことからすれば、９世紀後半には「瘡」と悪報を積極的に結びつける思想が受容されていたことになる。また貞観９年（867）に恵運が勘録した『安祥寺資財帳』の末尾には『救護衆生病疾経』の引用として、「仏兄〔呪ヵ〕金剛言、取二三宝物一、出手十七五倍、十七積年不レ還二他者一、我不レ忍レ見、唾二此人面一、即生二悪瘡一」とある(34)。この出典と考えられる『仏説救疾経』には「悪瘡」の部分は「悪病」とあり(35)、意図的な改変の可能性もある。ただし管見の限り、９～10世紀段階では業病としての「瘡」の表現は上記を除き確認できず、あくまで限定的な受容であったと可能性が高い。

また10世紀末成立の慶滋保胤著『日本往生極楽記』34話をみると、藤原義孝が「疱瘡」により亡くなっても、直前に「方便品」を誦したために極楽往生できたとされ、25話では沙門増祐が「身」に「小瘡」があったが往生したことが記されている。「瘡」と悪報との密接な関係は必ずしも強調できない。

しかし12世紀になると、悪報としての「白癩」が明確にみえる説話として『今昔物語集』巻20-35がある。本話の梗概は、比叡山東塔の心懐が、美濃守の北の方の乳母の養子となった縁で引き立てられ、国司随身の僧として美濃国に行き敬われていたが、国司不在中の疫病流行の際に国の人がとりおこなった百座の仁王講の惣講師として招かれた懐国に嫉妬して、法会の邪魔をした。その因縁により、その後心壊は、取り立てていた美濃守の死去とともに生活に苦しむようになり、そのうちに「白癩」にかかった。親子の縁を結んだ乳母も汚がって寄せつけないので、行く所もなく、「清水」や「坂本」の小屋に入って住むようになった。だが、そこでも「片輪者」の仲間に嫌われ、三か月ほどして死んでしまったというものである。ここから『今昔物語集』の成立した12世紀初頭には、平安京周辺の「清水」・「坂本」などに癩者なども含む「片輪者」の病者が集住する場が成立し、平安京から穢として排除される構造とともに業報としての「癩」の表現が受容されたことがわかる(36)。

このような平安京周縁の清水坂周辺に病者が集住していたことが実態として確認できるのは、『小右記』万寿４年（1027）12月４日条である。

> 四日、庚午、以二別納所米一給二貧者一。…令レ注二悲田病者幷六波羅蜜坂下者数一。〈悲田三十五人／六波羅蜜十九人〉。

ここから、11世紀前半には悲田院のみならず清水に近接する「六波羅蜜坂下」に病者や貧窮者が集住し、私的な施行の対象となっていたことがわかる。また同長元４年（1031）３月18日条には、「従二申時許一天陰。参二堂塔一。衝黒中納言来、清水坂下之者令レ施二給〔行ヵ〕塩一令レ申。」とあり、「清水坂下之者」と言われる集住者の存在がうかがえる。12世紀になると、『山槐記』保元３年（1158）９月７日条に「清水坂非人」、『兵範記』仁安元年（1166）９月６日条に「清水坂乞者」とみえ、同嘉応２年（1170）６月14日条に「此外清水寺坂三石、左右獄所熟（食）施行」とみえることから、非人・乞者集団として成立し、平信範などの中堅貴族による私的な施行も行われていたことがわかる(37)。前述の『今昔物語集』の説話からすれば、清水寺坂の集住者は癩者をも含む集団であったといえる。『今昔物語集』巻16-34では、清水坂の乞食集団には富豪である「乞食ノ首」と従者の「伴ノ乞食」が存在し、階層的で自立的な集団として成立していたことがわかり、12世紀前半には集団化していたことがうかがえる。島津毅氏によれば、清水坂非人は積極的に乞庭活動を展開し、京中における乞庭独占権を有していた。そこでは集団内での物乞いの主要な担い手である癩病者を積極

的に取り込み、乞庭支配を押し広げることにより、乞食集団の肥大化と増殖活動を展開することが、非人集団の維持・再生産に不可欠な活動であったという(38)。

ところで、前述の悲田院に加え鴨河での施行については、前述の『小右記』長元４年（1031）８月28日条では、実資が悲田院と鴨河堤の病者・貧窮者に米を施行したことがわかり、同９月13日条にも「施二行悲田幷堤乞者一。」とある。悲田院での賑給は、早く『続日本後紀』承和10年（838）３月甲寅条にみえるが、鴨河での施行も『日本三代実録』貞観８年（866）閏３月丙午朔条に、「是日、召二集京城貧窮者於鴨河辺一。以二新銭五万文、飯二千五百一頒給焉。」(39) とみえ、早くから両所での公私の施行が行われていた。鴨河については、『続日本後紀』承和９年（842）10月14日条に、「勅左右京職東西悲田、並給二料物一、令レ焼二歛嶋田及鴨河原等髑髏一。惣五千五百余頭。」(40) とあり、同10月23日条には、「太政官充二義倉物於悲田一。令レ聚二葬鴨河髑髏一。」とあることから、早くから京内の遺体が遺棄され葬送がなされる周縁の場であった。また同承和12年（845）11月14日条には、「勅、鴨河悲田預僧賢儀所レ養孤児、清継、清成、清人、清雄等十八人、並賜二新生連姓一、貫二左京九條三坊一。即以二清継一為二戸主一。」とあることから、鴨河は悲田院に管理されており、悲田院とも密接に関わる場であったことがわかる。ここで重要であると考えられることは、このような国家による悲田院の設置やそれに伴う鴨河のあり方は、丸山裕美子氏が指摘したように「病者の隔離」を制度化したものであり、病者を社会的に隔離された存在、排除される存在と規定するものであったことである(41)。ここに平安京を中心として病者が隔離される存在として位置づけられる前提が成立したといえよう。ただし９世紀段階では、悲田院の孤児が貫附されていることからも必ずしも忌避・排除される存在ではなかったとも考えられる。しかし島津毅氏によれば、10世紀半ばには、本来、悲田院等に収養されるべき「路辺の病人・孤児」などが多数京中に溢れ出るようになり、11世紀初頭には悲田院が洪水による被害に遭い、11世紀前半までには葬地＝無主の地である鳥辺野に含まれる清水坂に集住するようになり、その結果として病者等が蔑視されるようになったとする(42)。そのように考えられるとすれば、律令国家の政策として平安京内の悲田院やその周縁である鴨河が病者の隔離の場として創出され、さらにその後、平安京周縁に新たな病者・貧窮者の隔離の場として葬送地である鳥部野に近い清水等が成立することにより、病者を忌避・排除する認識が生み出されたことになろう。

(3)「瘡」・「癩」と湯浴み説話

最後に「瘡」・「癩」と関わる湯浴み説話から、皮膚疾患者を排除・隔離する史的背景を考えていきたい。『今昔物語集』巻19-2の「参河守大江定基出家語」は典拠不明であるが、標題にみえる主人公の大江定基（寂照）が10世紀後半から11世紀前半に生きた人物であることから、摂関期から院政期にかけて成立したことは確実である。本説話には寂照の入宋時のこととして、以下の記述がある。

> 亦、寂照五台山ニ詣デテ、種々ニ功徳ヲ修ケルニ、湯ヲ湧シテ大衆ニ浴サムトシテ、先大衆僧供ニ着キ並タル程ニ、極テ穢気ナル女ノ、子ヲ抱タル、一ノ犬ヲ具シテ、寂照ガ前ニ出来ヌ。此ノ女瘡テ穢気ナル事無限シ。此レヲ見ル人共穢ガリテ追ヒ喤ル。寂照此ヲ制シテ女ニ食物ヲ与ヘテ返シ遣ル。而ルニ、此ノ女ノ云ク、「我ガ身ニ瘡有テ糸難堪ク侘シケレバ、湯浴ムガ為ニ参ツル也。湯ノ切、少シ我レニ浴シ給ヘ」ト。人共此レヲ聞テ喤テ追フ。女被追テ後ノ方ニ逃去テ、窃ニ湯屋ニ入テ、子ヲ抱キ乍ラ、犬ヲ具シテサフメカシテ湯ヲ浴ム。人共此レヲ聞テ、「打追ハム」ト云ヒテ、湯屋ニ入テ見レバ、掻消ツ様ニ失ヌ。其時ニ人々驚キ怪ムデ、出テ見廻セバ、檜ヨリ上様ニ紫ノ雲光リテ昇レリ。人々此レヲ見テ、「此レ、文殊ノ化シテ、女ト成テ来給ヘル也ケリ」ト云ヒテ、泣キ悲ムデ礼拝スト云ヘドモ、甲斐無クテ止ニケリ。
>
> 此ノ事共ハ寂照ノ弟子ニ念救ト云僧ノ、共ニ行タリケルガ、此ノ国ニ返テ語リ伝ヘタル也。

掲出部分の概要は、五台山で大衆の湯浴みの時に

皮膚疾患の女が来たため、人々は汚らわしいとして追い払おうとし、寂照は食べ物を与えて去らせようとしたが、女は身体中の瘡が痛いため湯浴みをすることを願った。しかし人々は大声で追い払ったため女は逃げ去ったが、密かに戻って湯浴みをしていた。これを見た人々は再び叩き出そうとしたとしたが、女はかき消すように見えなくなった。軒の辺から上に向かい紫雲が光を放ちながら登っていったため、人々は文殊菩薩が女に化していたのだと気づき、泣きながら礼拝したという話である。寂照が入宋したことは史実であるが、本話が史実かどうかはともかくも、この内容は皮膚疾患に対する湯浴みの治療の存在や、病者に対する当時の人びとの認識を示すものと考えられよう。

つづいて本説話に連なるものとして『建久御巡礼記』[43]にみえる光明皇后の湯屋伝承がある。本書は12世紀末の建久２年（1192）に、さる女院が南都の諸大寺を巡礼した際に、それに従った興福寺僧実叡によって縁起などがまとめられたものである。以下に史料を掲出しよう。

> 光明皇后、東大寺・法華寺、カヤウノ寺々作ラセ給ヒテ後、「吾功徳、皆作リ満（ミテ）ツ」ト思召ケルニ、空ノ上、雲ノ中ニ声有リテ、告テ言ク。「汝功徳、イマダ不レ満」ト告（ツゲ）ケリ。后ノ宣ク、「何功徳カ不レヌ作功徳候」ト答給ケレバ、「温室ノ功徳也」ト告ケリ。サテ、彼所ニ湯屋ヲ建テテ、湯ヲ沸サセ給ヒテ、「今日始テ湯浴者（アムルモノ）有ラバ、吾自垢摺（ワレミツカラアカスラム）」ト誓ハセ給ケリ。カカル程ニ、清水坂ノ者ノ、ユユシゲナル、一人出来テ、ハヰヲリテ、無二左右一浴（アミ）居タリ。カカル無差ノ功徳ナレバ、イフベキナラデ見居（キ）タル程ニ、〔此カタイ〕「サテ早（トク）々、后、吾背摺（ワガセナカスラセ）給ヘ」ト申ケレバ、皇后、思召煩ケリ。〔サコソ、チカヒハタテサセ給ケレドモ、サスガアサマシク、ユユシクヲボシメサルルホドニ、コレガ申ケルヤウ〕「若シ、吾垢摺（ワガアカスラ）セ不レズバ給、后ノ御願ハ汙（ケガレ）ナムズ」ト申ケレバ、コトワリニ被レテ責、「マコトニ、人ニヨルベカラズ」トテ、御手ヲ申テ、恭ナク、汙ラハシク、キタナク、煩（ワヅラハ）シキヲ、念ジテ触（フレ）サセ給テ、仰セテ言ク、「サルニテモ、吾レ自（ミヅカラ）カ垢摺（アカスリ）ツト、人ニ語ルナ」ト仰セラレケレバ、此ノ者（モノ）、申ケル様ハ、「吾、阿閦仏、マタ、コノ所ニ来リテ湯浴ツト云事、后、チラサセ給フナ」トテ、光ヲ放、香（カウバ）シクテ、空ヘノボラセ給ヒヌ。コノトキ、皇后、ナゴリヲ恋悲（コヒカナシミ）タテマツラセ給ヒテ、其ノ湯屋ヲ寺トナシテ、阿閦寺ト名ケラレキ。

本伝承は法華寺の縁起と分かち難く結びついて記されたものである。前半は、大伽藍を営み功徳を満たしたという光明皇后の内心の驕慢が天の告げによりたしなめられ、最上の功徳とは差別なき温室を営むことであることを示され、最初に湯浴みに来た者の垢摺りをするという誓いを立てたというものである[44]。注目されるのは、ここで最初に湯浴みに来た者が「清水坂ノ者ノ、ユユシゲナル、一人」であったことである。この人物は後文で「カタヒ」とあり、ここでは癩者を示すと想定されている。南都の寺院であるにも拘らず「清水坂」が出てくることについては、太田有希子氏によって、『建久御巡礼記』成立時に、「清水坂は主たる非人施行の場として存しており、そこで行われた施行の中心は湯施行であ」り、この記述によって「もっとも〈穢れたもの〉が〈聖なるもの〉へと転換する」ことが示されるため、「皇后の聖性を強調するための一種のレトリックであった」と指摘されている[45]。そうであるとすれば、この記述の存在は、12世紀末には清水坂が最も穢れた場所と認識され、癩者などの病者が集住していたことを明確に示すものである。

光明皇后の湯浴み伝承については、伝灯法師位の珍慶が永万元年（1165）に東大寺に温室田を施入した「珍慶田地施入状」（『平安遺文』7-3359）に、「光明皇后浄十千之道俗、阿閦歓喜現光、是以決定往生之業因」とあり、12世紀後半成立の『尊勝院弁暁説草』[46]「四月八日温室事」にも「光明皇后ハ聖武天皇之后、殊信温室功徳」とある[47]。したがって、12世紀には皮膚疾患、とりわけ癩を忌避する観念が存在し、少なくとも12世紀末までに光明皇后の湯浴み伝承に癩者の内容が加えられたと考えられる。これは前節で論じた癩者への蔑視を背景として、光明皇后が発心する契機として、より明確に意識させる内

容とするために改変されたものと推察されよう。

以上本章では、『医心方』や『倭名抄』には多様な皮膚疾患の表現の存在を確認した上で、諸史料には主に「瘡」・「癩」の表現が多く見えること、12世紀には仏法の悪報としての「白癩」が明確に説話にみえるようになり、その歴史的背景としては11世紀～12世紀には病者・癩者が排除・隔離され、施行を受ける場としての清水坂と清水坂非人の成立が想定されること、またその一方で「瘡」・「癩」と関わる湯浴み説話からは、発心するための契機としての「瘡」・「癩」という位置づけが見られることなどを指摘した。

おわりに

各章の結論は章末にまとめたため、全体的な問題をまとめることとしたい。本稿では、10世紀に成立した医書の『医心方』と古辞書である『倭名抄』の疾病（障害）表現から、摂関院政期段階での貴族社会における疾病（障害）の受容・認識のあり方を確認した上で、随筆・物語・仏教説話・古記録などを中心に考察した結果、総じて疾病（障害）表現自体が少ないこと、また随筆・物語・仏教説話・古記録などにみえる疾病（障害）表現は、「盲」・「癩」・「瘡」など端的な表現に留まり、具体性のある医書や古辞書の表現とは相違があったことを指摘した。また疾病（障害）表現自体が少ない中で、10世紀以降には特定の疾病（障害）表現とは異なる、総称としての表現である「かたは」や「不具」などの表現が用いられ始め、健常者と区別する表現が現れ出したことが、疾病（障害）者の社会的位置づけを考える上で注目される。この事実は『探要法華験記』において、「盲聾瘖痾女」と「癩者」の説話が俗人と畜生の間に配置されていたように、疾病（障害）者の社会的な地位の固定化との関連も考えられよう。

つぎに疾病（障害）表現として、目盲の史料が多くみえる傾向が指摘できる。この背景には仏教説話集において『法華経』が目盲の治癒と関わり、目盲が発心の契機とされたことなど史料性の偏りも考慮されなければならないが、説話集以外の史料でも盲者は実態として健常者とは区別される存在であったことがわかるだけでなく、「権者」と称された盲僧や異能をもつものとする認識も見え、多様な認識がみえることが注目される。11世紀成立の『新猿楽記』序文に既に「琵琶法師ガ物語」とみえるが、後に盲人が集団化し、琵琶法師として芸能を担っていくこととの関連も想起されよう。

最後に、「癩」・「瘡」などの皮膚疾患者の賤視・差別の問題は、それ以前からの皮膚疾患者の排除・遺棄を前提としながらも、平安京における悲田院の設置といった政策的な病者の隔離から、京の周縁部である清水などの病者（癩者）・乞食・非人集住の場の形成（病者の排除・差別）という歴史的背景が重要な意味をもつことが推察される。摂関院政期の疾病（障害）観の形成には、多様な歴史的背景が存在すると考えられるが、本稿では表現の析出・整理からその一端について指摘したに過ぎず、今後も引き続き検討が必要である。また精神・知能の疾病（障害）については、今回は史料的な制約もあり扱うことができなかった。いずれも今後の課題としたい。

注

（1） 横井清「中世民衆史における「癩者」と「不具」の問題 ── 下剋上の文化・再考 ──」（『中世民衆の生活文化（下）』講談社学術文庫、2008年。初出は1974年）。丹生谷哲一「中世前期における非人」（『［増補］検非違使』平凡社、2008年。初出は1984年）。黒田日出男「中世民衆の皮膚感覚と恐怖」（『境界の中世　象徴の中世』東京大学出版会、1986年）。河野勝行『障害者の中世』（文理閣、1987年）。

（2） 本稿では、身体・知能・精神に重度な疾病（障害）について「疾病（障害）」という概念を用いて、考察を行う。その理由は、日本の近・現代社会あるいは中・近世社会においては、社会的に「障害」と認識され得る概念が存在していたとしても、少なくとも古代日本においては疾病と区別された概念としての障害概念は成立していたとは考え難いからである。しかしその一方で、史料からすれば、重度の疾病者の場合は、①課役の免除対象者、②共同体的な扶養対象者、③共同体からの忌避対象者など、健常者とは区別された存在として認識されていたことがわかる。また古代日本の仏教説話に記された疾病は、概ね中国仏教説話や経典に由来する仏罰であり、それらは仏教の因果応報を背景とするが、現実世界における重度の疾病を仏罰として措定する傾向が認めら

れるため、古代日本の疾病・障害を考える素材となり得る。加えて、古代日本においては、重度の皮膚疾患者も、共同体からの忌避対象となり、仏罰の表現となる場合があり、他の表現と同列に扱うべき対象であると考えられる。重度の皮膚疾患について、現代では限定的な条件と症状に該当する時のみに障害とされているが、古代における社会的位置づけからすれば他の疾病（障害）と同様に扱うべきものと考える。したがって、古代日本においては、重度な疾病者を広く捉えることが必要であり、「疾病（障害）」概念を用いることにより、現在あるいはそれ以前の時代における障害とは異なる多様な状態も含めて、より広い概念で古代の疾病及び障害を考察することが可能になるものと考える。

（３）　拙稿「日本古代の疾病（障害）表現の特質 ── 九世紀前半の仏教関係史料を手がかりとして ──」（『障害史へのアプローチ』（2019～23年度科学研究費補助金基盤研究Ａ（19H00540）成果報告書・障害史研究別冊）、2024年３月）。

（４）　丸山裕美子「平安中後期の医学と医療」（『日本史研究』619、2014年。〈丸山ａ論文〉）、同「平安日記にみる疾病」（安田政彦編『自然災害と疾病』〈生活と文化の歴史学８〉竹林舎、2017年。〈丸山ｂ論文〉）。

（５）　『医心方』は、影印本『国宝　半井家本医心方』一～六（オリエント出版社、1991年）に拠る。また、丹波康頼撰・槇佐知子著『医心方』（筑摩書房、1993年～2012年）も参照した。

（６）　『国史大辞典』「和名類聚抄」の項目（築島裕氏執筆）。

（７）　『倭名類聚抄』は、京都大学文学部国語学国文学研究室編『諸本集成　倭名類聚抄』（臨川書店、1968年）に拠る。

（８）　前掲注（4）丸山ｂ論文、124頁。

（９）　千本英史「「かたは」考」（『験記文学の研究』勉誠出版、1999年。初出は1992年）。この後の千本氏の見解は全て本稿による。

（10）　史料引用は、小川剛生訳注『新版　徒然草』（KADOKAWA、2015年）に拠る。

（11）　史料引用は、中野校一訳注『うつほ物語①～③』（〈新日本古典文学全集14～16〉小学館、1999年～2002年）及び、室城秀之訳注『新版　うつほ物語三』（KADOKAWA、2023年）に拠る。以下同じ。

（12）　前掲注（11）『新版　うつほ物語三』183頁。

（13）　山本幸司「貴族社会における穢と秩序」（『穢と大祓』平凡社、1992年。初出は1986年）。細川涼一「書評　河野勝行『障害者の中世』」（『中世の身分制と非人』日本エディタースクール出版部、1994年。初出は1989年）。

（14）　史料引用は、塙保己一編『群書類従 第六輯 律令部・公事部 巻84』（続群書類従完成会、1983年）に拠る。

（15）　史料引用は、虎尾俊哉編『訳注日本史料　延喜式上』（集英社、2000年）に拠る。

（16）　史料引用は、土田直鎮・所功校注『神道大系　朝儀祭祀編二　西宮記』（財団法人神道大系編纂会、1993年）に拠る。

（17）　史料引用は、『新訂増補国史大系　本朝世紀』（吉川弘文館、2000年）に拠る。

（18）　史料引用は、『新訂増補国史大系　日本紀略』（吉川弘文館、2000年）に拠る。

（19）　末森明夫「『医心方』における聾唖語彙」（『聾史会報』56号、2018年）。以下の聾唖についての記述は、氏の見解も参照した。

（20）　史料引用は、東京大学史料編纂所編『大日本古記録　小右記』（岩波書店、1992年）に拠る。

（21）　勝浦令子「皮聖行円の宗教活動の特質」（土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集　下巻』吉川弘文館、1984年）。

（22）　三条天皇の眼病については、服部敏良『新装版　王朝貴族の病状診断』（吉川弘文館、2020年。初出は1975年）を参照。

（23）　史料引用は、『史料纂集　権記　第二』（続群書類従完成会、1997年）に拠る。

（24）　倉本一宏『三条天皇』（ミネルヴァ書房、2010年）。

（25）　前掲（24）倉本著書、192頁。

（26）　古代日本の仏教説話集にみえる疾病（障害）表現の扱いについては、六朝隋唐期の中国仏教説話集や仏教類書所収の仏教説話、更には仏典の影響を受けていることや、説話内部の論理にも影響されているため、他の史料と同列に扱うことができない。ただし、管見の限り、説話の話型は中国仏教説話からの大きな影響を受けているものの、疾病（障害）の表現自体についての影響は限定的であり、むしろ本節で論じるように同時代の他の史料との類似が大きいことが特徴である（藤本誠編「中国仏教説話（六朝隋唐期）の疾病（障害）関係史料目録」（『障害史研究』第６号、2024年３月）を参照）。

（27）　史料引用は、井上光貞・大曾根章介校注『往生伝　法華験記』〈日本思想大系〉（岩波書店、1974年）に拠る。

（28）　史料引用は、馬淵和夫・国東文麿・稲垣泰一校注訳『今昔物語集』〈新編日本古典文学全集35～39〉（小学館、1999年～2002年）に拠る。

（29）　山口佳紀・神野志隆光校注・訳『古事記』〈新編日本古典文学全集１〉（小学館、1997年）207頁。

（30）　史料引用は、馬淵和夫『探要法花験記』（武蔵野書院、1985年）に拠る。

（31）　槇佐知子『『医心方』事始』（藤原書店、2017年）183頁。

（32）　前掲注（3）拙稿。

（33）　手嶋大侑「高子内親王家の庄園経営」（『日本歴史』

854、2019年）。

(34) 京都大学日本史研究室編『安祥寺資財帳』〈京都大学史料叢書17〉（思文閣出版、2010年）。

(35) 前掲注（34）『安祥寺資財帳』注（82）、143頁。

(36) 前掲注（1）横井論文、黒田論文。

(37) 櫛木謙周「「京中賑給」に関する基礎的考察」（『日本古代の首都と公共性』塙書房、2014年。初出は1987年）61～65頁。丹生谷哲一「非人施行と公武政権」（前掲注（1）著書所収）も参照。

(38) 島津毅「日本中世における非人身分の成立と穢観念」（『史林』106-2、2023年）50頁。

(39) 史料引用は、『新訂増補国史大系　日本三代実録』（吉川弘文館、2000年）に拠る。

(40) 史料引用は、『新訂増補国史大系　続日本後紀』（吉川弘文館、2000年）に拠る。

(41) 丸山裕美子「古代の天皇と病者」（網野善彦他編『コスモロジーと身体』〈岩波講座 天皇と王権を考える第８巻〉岩波書店、2005年）219頁。

(42) 前掲注（38）島津論文、42～43頁。

(43) 史料引用は、阿部泰郎「湯屋の皇后」（『湯屋の皇后 ── 中世の性と聖なるもの ──』名古屋大学出版会、1998年。初出は1986年）に拠る。

(44) 前掲注（43）阿部論文、19～20頁。

(45) 太田有希子「光明皇后説話の位相 ──『建久御巡礼記』と湯施行譚 ──」（『巡礼記研究』第６集、2009年）67～68頁。

(46) 神奈川県立金沢文庫編『称名寺聖教　尊勝院弁暁説草　翻刻と解題』（勉誠出版、2013年）74頁。

(47) 岡野浩二氏のご教示による。

	原文表記	史料	史料名	成立年	著者・編者名	主な依拠文献等
1	**頸下有癭**	延暦寺東塔の住僧某甲は、**頸の下に癭有り**。万方すれども痊えず。襟を以て之を掩ふと雖も、尚ほ衆に交るに憚り有り。楞厳院の砂礓の峰を卜めて、以て隠居す。素より尊勝・千手陀羅尼を誦す。又た常に弥陀仏を念ず。数年の後、治せずして自ら痊ゆ。自ら謂へらく、「仏力の致す所なり。縦ひ我れ故の屋に帰りて、又た世事を営むとも、世に在る日短ければ、念仏するに如かじ。」と。此れより蹤を刊りて砂礓を出でず。同山の僧普照、一夏の間同院に住む。麦粥を煮て以て寺中に施せんと欲ひて、一夜湯屋の鼎の辺に在り。時に奇香山に薫じ、妙なる楽空に満つ。耳鼻の聞く所、心自らにこれを怪ぶ。普照仮寐して夢みらく、「一の宝輿有り。砂礓より西方を指して飛び去る。僧侶及び伶倫、輿の左右を囲繞す。遙に輿の中を見るに、砂礓の僧これに乗る。」と。普照覚めて後、虚実を知らんと欲ふに、人有りて即ち入滅を告ぐ。普照同法等に相語りて曰く、「我正しく往生極楽の人を見つ。」と。	『日本往生極楽記』12	永延年間（987～989）以降	慶滋保胤	井上光貞・大曾根章介校注『往生伝　法華験記』（岩波書店、1974年）
2	**盲目法師** **盲人**	第二十七　備前国**盲目法師** 備前国に人有り。姓名を知らず。十二歳にして**盲目**となり。中堂の薬師仏の前に将て詣りて、眼を開きて色を見ること明了ならんことを祈願す。二七日を過ぎて、長老の僧有り。**盲人**に告げて言く、「汝、宿報に依りて盲目の身を得たり。今生に眼目色を見ることを得ず。汝先世に毒蛇の身を得て、信濃国の桑田寺の乾の角、榎木の中に住す。其の伽藍に法華を持す聖有り。昼夜に妙法華経を読誦す。是れに由りて常に一乗妙法を聞く。汝、罪根深重にして、更に食を得ること無くして、常に飢渇に困びて、諸の苦痛を受く。夜夜に堂に入りて、仏前の常燈の油を舐り食ふ。法華を聴くに因りて、今人身を得て、又た仏法に値ふ。燈油を食ひしに依りて、盲目の身を受く。是の故に今生目を開くべからず。汝、早に一乗妙経を読誦して、罪業を滅除すべし。他生に天眼明浄にして、大千を徹見し、乃至他を度し示現を得ん。」と。已に心に慚愧を生じ、宿報を発露し、法華経を誦するに、自然に一部の始終を開通す。験力現前して、邪霊を結縛し、其れを帰伏せしめて、身心の病苦は即ち全く除くことを得たり。乃至菩提当に成就を得べし。	『法華験記』上巻27	1043年頃	鎮源	井上光貞・大曾根章介校注『往生伝　法華験記』（岩波書店、1974年）
3	**二目盲失** **盲僧**	第九十一　妙昭法師 比丘妙昭は、信濃国の人にして、法華の持者なり。**二目盲ひ失ひて**物の色を見ず。深山に迷ひ入りて、七月十五日に、一の山寺に到る。住僧、**盲僧**を見已へて、憐愍の心を生じ、**盲僧**に語りて云く、「暫く此の寺に住せよ。後の日に里に送らん。我要事有りて今里に出でて、明日還るべし。其の間此に住せよ。」と。小なる米を預け了へて、住持出でて行く。**盲僧**独り住して、住僧を相待つ。爰に当に早く来るべきに、僧更に来らず。乃ち二月三月に至るも来らず。**盲僧**独り深山幽処に住して、方隅を知らず。法華経を誦して、旬月を逕過す。手を以て柔なる草・木の葉を探り求めて、以て命を活きんとす。十一月に至りて雪高く雨り積みて。外に出づるを得ず。命、旦暮に在りて、即ち餓ゑて死ぬべし。仏前に在りて法華経を誦するに、夢に老僧有りて語りて言く、「歎くこと勿かれ。我れ今比丘を加護して、即ち菓子を与へん。」と。夢覚めてより已後、俄に大風吹きて、大樹倒れ覆る。**盲僧**怖畏して、一心に念仏す。風吹き留りて後に、庭に出でて探れば、梨柿の木倒る。梨柿有りて其の味甘露の如し。一両の菓を食するに、忽ちに飢渇を除きて、気力体に遍くして、更に食の想無し。明かに知る、三宝の加被慈護し、諸天の護法供養し給へることを。柿梨を取り置きて、以て日の食と為し、其の木の枝を以て薪と為し寒き冬を過す。明年二月に至りて、里人始めて此の山に登り到り来りて、此の**盲僧**を見て、希有の心を生ず。**盲僧**、本縁を説きて、住持の僧を問ふ。里人答へて曰く、「其の住持の僧、去年の七月十六日に忽ちに死す。」と。**盲僧**これを聞きて、悲歎すること限り無し。**盲僧**、人と倶に始めて里郷に出づ。一乗の威力、勝利顕然たり。病悩の人、**盲僧**の経を聞きて、病患を除き癒し、悪霊邪気、**盲僧**の経を聞きて、皆道心を発して、永く執着を捨つ。旱損したる田畠は、**盲僧**経を誦すれば、自然の水有りて、流れ充ちて豊饒なり。乃至摂念受持するに、両目開きて一切の諸色を見たり。	『法華験記』下巻91	1043年頃	鎮源	井上光貞・大曾根章介校注『往生伝　法華験記』（岩波書店、1974年）
4	**疱瘡** **※参考史料**	第百三　右近中将藤原義孝 右近中将藤原義孝は、大政大臣贈正一位謙徳公の第四の子なり。深く仏法に帰して、終に葷腥を断つ。勤王の間、法華経を誦す。天延二年の秋、**疱瘡**を病ひて卒す。命終の間、方便品を誦す。気絶ゆるの後、異香室に満つ。同じ府の亜将藤原高遠は、同じく禁省に在りて、相友として善し。義孝卒して後、幾ならずして夢みらく、「相伴ふこと宛も平生の如し」。便ち一句の詩を詠ひて言く、「昔は契りき蓬萊宮の裏の月に　今は遊ぶ極楽界の中の風に。」と。	『法華験記』下巻103	1043年頃	鎮源	井上光貞・大曾根章介校注『往生伝　法華験記』（岩波書店、1974年）
5	**盲女** **二目盲**	第百二十二　筑前国の**盲女** 筑前国に府官の妻有り。姓名未だ詳ならず。盛なる年に及びて、忽ちに**二目盲ひて、**全く物の色を見ず。涙を流して歎息す。此の女思念すらく、「宿世の報に依り、**二目忽ちに盲ひて**、今生は我が身人用に中らず。後世を覚らむには如かじ。」と。即ち一の尼に語りて、法華経を読み習ひ、一部を通利す。昼夜に経を誦して、三・四年の間、一心に誦詠す。夢に一の僧有り。**盲女**に告げて曰く、「汝宿報に依りて、二目既に盲ひたり。今善心を発して、法華経を誦す。経の威力を以て、眼の閣き障を除き、当に明かなる眼を得べし。」と。即ち手の指を以て摩づるに両目開く。夢覚めてより已後、両眼忽ちに開きて、色を見ること分明なり。女人涙を流して、妙法の威力に感歎す。夫子眷属、親族朋友、乃至国の内、皆伏膺して云く、「法華の力に依りて、両目忽ちに開く。」と云々。女弥よ妙法に信力を生じ已へて、不退に誦詠書写して、妙法華経を供養す。	『法華験記』下巻22	1043年頃	鎮源	井上光貞・大曾根章介校注『往生伝　法華験記』（岩波書店、1974年）
6	**会坂目暗**	博雅の三位琵琶を習ふ事 「博雅の三位の**会坂の目暗**に琵琶を習へるは知らるるか、いかん。」と。答へて曰く、「知らず。」と。談りて曰く、「尤も興有る事なり。博雅は高名の管絃の人にて、いみじく道を重く求むるに、**会坂の目暗**は琵琶最上の由、世上に風聞す。人々請ひ習はしむといへども、さらにもつて得ず。また、住まふ所極めてもつてところせくて、行き向かふ人少々に、博雅まづ下人をもつて内々にいはするやう、「などかくて思ひ懸けざる所には住むするぞ。京都に居て過ぎよかし。」とすかすに、**目暗**歌を詠みて曰く、「世の中はとてもかくても過ぐしてん宮も藁屋も果てしなければ。」と詠みて答へず。使の者この由をもつて云ふに、博雅思ふやう、この**目暗**の命は旦暮に在り。我も寿は知らねども、なほ流泉・啄木といふ曲は、この**目暗**のみこそ伝ふなれ。相構へて弾くを聞きて伝へんと欲ふところ、三ヶ年の間、夜々**会坂の目暗**の許に向かひ、窃かに宅の頭に立ち聞くに、さらにもつて弾かず。三年といふ八月十五夜、をろうわくもりたるに風少し吹くに、博雅思ふやう、あはれ今夜は興有る夜かな。**会坂の目暗**、流泉・啄木などは、今夜か弾くらんと思ひて、琵琶の譜を具して会坂に向かふに、案のごとく琵琶を鳴らしむる程に盤渉調に鳴らす。博雅聞きて尤も興有り。啄木はこれ盤渉調なり。今夜この絃を鳴らす。定めて弾かんとするかと思ひて、うれしく思ふ間、**目暗**独り心を遣りて、人もなきに歌を詠みて曰く、「あふさかの関の嵐のはげしきにしひてぞ居たるよを過ぐすとて。」と詠みて絃を鳴らすに、博雅涙を流して啼泣す。道を好むことあはれなりと思ふに、**目暗**独りまた云く、「あはれ興有る夜かな。もし我ならぬすき者や今夜世間にあらむな。今夜心得たらん人の来遊せよかし。物語せん。」と独り云ふを聞きて、博雅音を出だして云く、「博雅こそ参りたれ。」と云ひければ、**目暗**去く、「たれにかをはする。」と問ふに、「しかなり。」と答ふ。**目暗**をとに聞きければ、感じて物語りして心を遣りて、件の曲を伝へしむと云々。博雅身に琵琶を随へざるに依り、ただ譜をもつて伝へ詰けて帰ると云々。諸道の好者はただかくのごとかるべきなり。近代の作法は誠にもつて有るべからず。さればこそ上手は、諸道にあれ、近代になき事なり。誠にもつてあはれなり。」と談らるるに、また問ひて云く、「件の曲、近代ありや。」と。答へられて曰く、「しからず。」と。また問ひて云く、「件の**目暗**の名はいかん。」と。答へられて云く、「慥かには覚えず。ただし千歳と云ふかや。」と云々。また問ひて云く、「横笛は博雅極めて候ふものか。」と。答へられて云く、「第一なり。競ふ者なし。皇代・団乱旋を第一の曲に用ゐるなり。伝ふる者少なし。件の人の伝ふるところなり。」と。	『江談抄』巻3-63	1111年頃	藤原実兼等	後藤昭雄・池上俊一・山根對助訳注『江談抄 中外抄 富家語』（新日本古典文学大系32、岩波書店、1997年）

	原文表記	史料	史料名	成立年	著者・編者名	主な依拠文献等
7	**盲女** **二ノ目、共ニ盲タリ**	薬師仏、従身出薬与**盲女**語第十九 今昔、奈良ノ京ニ越田ノ池ト云フ池有リ。其ノ池ノ南ニ蓼原里ト云フ里有リ。其ノ里ノ中ニ堂有リ。蓼原堂ト云フ。其ノ堂ニ薬師仏ノ木像在マス。阿陪ノ天皇ノ御代ニ其ノ村ニ一人ノ女有リ。**二ノ目、共ニ盲タリ**。而ルニ、此ノ**盲女**、一人ノ女子ヲ生ゼリ。其ノ女子、漸ク勢長シテ年七歳ニ成ヌ。**母ノ盲女**、寡ニシテ夫無シ。極テ貧キ事無限シ。或ル時ニハ食物無クシテ食ヲ求ルニ難得シ。「我レ必ズ餓テ死ナムトス。盲タルニ依テ、東西ヲ不知ズシテ、行テ求ル事不能ズ」。然レバ、歎キ悲ムデ自ラ云ク、「身ノ貧キハ、此レ、宿業ノ招ク所也。徒ニ餓死ナム事疑ヒ不有ジ。只命ノ有ル時、仏ノ御前ニ詣デ礼拝シ奉ラムニハ不如ジ」ト思テ、七歳ノ女子ニ手ヲ令引メテ、彼ノ蓼原ニ堂ニ詣ヅ。寺ノ僧、此レヲ見テ哀ムデ、戸ヲ開テ堂ノ内ニ入レテ、薬師ノ像ニ令向テ令礼拝ム。**盲女**、仏ニ向ヒ奉テ礼拝シ、白シテ言サク、「我レ、伝ヘ聞ク、『薬師ハ、一度ビ御名ヲ聞ク人諸ノ病ヲ除ク』。我レ一人、其ノ誓ニ可漏ベキニ非ズ。譬ヒ前世ノ悪業拙シト云フトモ、仏慈悲ヲ垂レ給ヘ。願クハ我レニ眼ヲ令得給ヘ。」ト、泣々ク申シテ、仏ノ御前ヲ不去ズシテ有リ。二日ヲ経ルニ、副タル女子其ノ仏ヲ見奉ルニ御胸ヨリ桃ノ脂ノ如クナル物忽ニ垂リ出タリ。女子、此ノ事ヲ見テ、母ニ告グ。母此レヲ聞テ云ク、「我レ、其レヲ食ハムト思フ。速ニ汝ヂ、彼ノ仏ノ御胸ヨリ垂リ出タル物ヲ取テ、持テ来テ我レニ含メヨ。」ト。子、母ガ云フニ随テ、寄テ此レヲ取テ、持テ来テ母ニ含ムルニ、母此レヲ食フニ甘シ。其ノ後、忽ニ二ノ目開ヌ。物ヲ見ル事明ラカ也。喜ビ悲ムデ、泣々ク身ヲ地ニ投テ、薬師ノ像ヲ礼拝シ奉ル。此レヲ見聞ク人、此ノ女ノ深キ信ノ至レル事ヲ讃メ、仏ノ霊験掲焉ニ在マス事ヲ貴ビケリ。 此レヲ思フニ、其ノ薬師ノ像、現ニ御身ヨリ薬リヲ出シテ、病人ニ授テ救ヒ給フ事如此シ。然レバ、身ニ病ヲ受タラム人、専ニ信ヲ発シテ薬師ノ誓ヲ可憑奉シトナム語リ伝ヘタルトヤ。	『今昔物語集』巻12-19	12世紀前半	不詳	馬淵和夫・国東文麿・稲垣泰一校注訳『今昔物語集』（〈新編日本古典文学全集35～39〉小学館、1999年～2002年） ※『日本霊異記』下11・継承説話
8	**盲僧** **二ノ目盲タル僧** **盲目**	信濃国**盲僧**誦法花開両眼語第十八 今昔、信濃ノ国ニ**二ノ目盲タル僧**有ケリ。名ヲバ妙昭ト云フ。**盲目**也ト云ヘドモ、日夜ニ法花経ヲ読誦ス。而ルニ、妙昭、七月ノ十五日ニ金鼓ヲ打ムガ為ニ出テ行ク間、深キ山ニ迷ヒ入テ、一ノ山寺ニ至ヌ。其ノ寺ニ一人ノ住持ノ僧有リ。此ノ**盲僧**ヲ見テ、哀ムデ云ク、「汝ヂ何ノ故ニ来レルゾ。」ト。住持ノ云ク、「汝ヂ、此ノ寺ニ暫ク居タレ。我レハ要事有テ、只今郷ニ出デテ、明日可返来キ也。我レ返テ後、汝ヲ郷ニ送リ付ム。若其ノ前ニ独リ出デバ、亦迷ヒナムトス。」ト云テ、米少分ヲ預ケ置テ出ヌ。 亦人無キニ依テ、**盲僧**一人寺ニ留テ、住持ヲ待ツニ、明ル日不来ズ。「自然ヲ郷ニ要事有テ逗留スルナリ。」ト思テ過ルニ、五日不来ズ。預ケ置ケル所ノ少米皆尽テ食物無シ。尚、「今ヤ来ル。」ト待ツ程ニ、既ニ三月不来ズ。**盲僧**可為キ方無クテ、只法花経ヲ読誦シテ、仏前ニ有テ、手ヲ以テ菓子ノ葉ヲ捜リ取テ其ヲ食テ過スニ、既ニ十一月ニ成ヌ。寒キ事無限シ。雪高ク降リ積テ、外ニ出デテ木ノ葉ヲ捜リ取ルニモ不能ズ。餓ヘ死ナム事ヲ歎テ、仏前ニシテ経ヲ誦スルニ、夢ノ如ク人来テ、告テ云ク、「汝ヂ歎ク事無カレ。我レ汝ヲ助ケム。」ト云テ、菓子ヲ与フ、ト見テ覚メ驚ヌ。 其ノ後、俄ニ大風吹テ、大ナル木倒レヌ、ト聞ク。**盲僧**、弥ヨ恐ヲ成シテ、心ヲ至シテ仏ヲ念ジ奉ル。風止ムデ後、**盲僧**、庭ニ出デテ捜レバ、梨子ノ木、柿ノ木倒レタリ。大ナル梨子柿、多ク捜リ取ツラム。此レヲ取テ食フニ、其ノ味極テ甘シテ、一二菓ヲ食ツルニ、餓ノ心皆止テ、食ノ思ヒ無シ。「此レ偏ニ、法花経ノ験力也。」ト知テ、其ノ柿梨子ヲ多ク捜リ取リ置テ、日ノ食トシテ、其ノ倒レタル木ノ枝ヲ折取テ焼テ、冬ノ寒サヲ過ス。 既ニ年明テ、春二月許ニモ成ヌト思ユル程ニ、郷ノ人等、此ノ山ニ自然ラ来ル。**盲僧**、「人来ル也。」ト喜ビ思フ程ニ、郷人等、**盲僧**ヲ見テ問テ云ク、「彼レハ何者ゾ。何デ此ニハ有ツルゾ。」ト怪ビ問ヘバ、**盲僧**前ノ事ヲ不落ズ語テ、住持ノ僧ヲ尋テ問フニ、郷人等答テ云ク、「其ノ住持ノ僧ハ去年ノ七月ノ十六日ニ、郷ニシテ俄ニ死ニキ。」ト。**盲僧**此レヲ聞テ、泣キ悲ムデ云ク、「我レ此レヲ不知ズシテ、月来不来ザル事ヲ恨ミツ。」ト云テ、郷人ノ共ニ付テ郷ニ出ヌ。 其ノ後、偏ニ法花経ヲ読誦ス。而間、病ニ煩フ人有テ、此ノ**盲僧**ヲ請ジテ経ヲ令誦メテ聞クニ、病即チ愈ヌ。此レニ依テ、諸ノ人**盲僧**ヲ帰依スル事無限シ。 而ル間、**盲僧**遂ニ両眼開ヌ。「此レ偏ニ、法花経ノ霊験ノ致ス所也。」ト喜テ、彼ノ山寺ニモ常ニ詣デ、仏ヲ礼拝恭敬シ奉ケリトナム語リ伝ヘタルトヤ。	『今昔物語集』巻13-18	12世紀前半	不詳	馬淵和夫・国東文麿・稲垣泰一校注訳『今昔物語集』（〈新編日本古典文学全集35～39〉小学館、1999年～2002年） ※『法華験記』下91・継承説話
9	**両ノ目盲テ** **二ノ目盲**	筑前国女誦法花開盲語第二十六 今昔、筑前ノ国ニ府官有リ。其ノ妻ノ女、**両ノ目盲テ**明カニ見ル事ヲ不得ズ。女常ニ涙ヲ流シテ歎キ悲ム事無限シ。誠ノ心ヲ発シテ思ハク、「我レ、宿世ノ報ニ依テ**二ノ目盲タリ**。今生ハ此レ、人ニ非身也。不如ジ、只後世ノ事ヲ営ンデ、偏ニ法花経ヲ読誦セム。」ト思テ、法華経ヲ年来持テル一人ノ□ヲ語ヒテ、法花経ヲ受ケ習フ。其ノ後、日夜ニ読誦スル事、四五年ヲ経タリ。 而ル間、此ノ盲女ノ夢ニ、一人ノ貴キ僧来テ、告テ云ク、「汝ヂ宿報ニ依テ二ノ目既ニ盲タリト云ヘドモ、今心ヲ発シテ法花経ヲ読誦スルガ故ニ、両眼忽ニ開ク事可得シ。」ト云テ、手ヲ以テ両眼ヲ撫ヅ、ト見テ夢覚ヌ。其ノ後、両眼開テ、物ヲ見ル事明カニシテ本ノ如ク也。女人涙ヲ流シテ、泣キ悲ムデ、法花経ノ霊験新ナル事ヲ知テ、礼拝恭敬ス。亦、夫、子息、眷属、此レヲ不喜ズト云フ事無シ。亦、国ノ内ノ、近ク遠キ人、皆此ノ事ヲ聞テ、貴ブ事無限シ。 女人、弥ヨ信ヲ発シテ、昼夜寤寐ニ、法花経ヲ読誦スル事理也。亦、書写シ奉テモ供養恭敬シ奉リケリトナム語リ伝ヘタルトヤ。	『今昔物語集』巻13-26	12世紀前半	不詳	馬淵和夫・国東文麿・稲垣泰一校注訳『今昔物語集』（〈新編日本古典文学全集35～39〉小学館、1999年～2002年） ※『法華験記』下103・継承説話
10	**盲人** **目盲ヌ** **両眼盲タリ** **盲目**	備前国**盲人**知前世持法花語第十九 今昔、備前ノ国ニ有ケル人、年シ十二歳ニシテ**二ノ目盲ヌ**。父母此レヲ歎キ悲ムデ、仏神ニ祈請スト云ヘドモ其ノ験無シ。薬ヲ以テ療治スト云ヘドモ不叶ズ。 然レバ、比叡ノ山ノ根本中堂ニ将参テ、盲人ヲ籠メテ、心ヲ至テ此ノ事ヲ祈請ス。二七日ヲ過テ、**盲人**ノ夢ニ、気高キ気色ノ人来テ、告テ云ク、「汝ヂ、宿因ニ依テ、此ノ盲目ノ身ヲ得タリ。此ノ生ニハ眼ヲ不可得ズ。汝ヂ前生ニ毒蛇ノ身ヲ受テ、信濃ノ国ノ桑田寺ノ戌亥ノ角ノ榎ノ木ノ中ニ有リキ。而ルニ、其ノ寺ニ法華ノ持者住シテ、昼夜ニ法花経ヲ読誦シキ。蛇常ニ此持者ノ誦スル法花経ヲ聞奉リキ。蛇罪深クシテ食無リシニ依テ、毎夜ニ其ノ堂ニ入テ、仏前ノ常灯ノ油ヲ舐リ失ヒキ。法華経ヲ聞シニ依テ、蛇道ヲ棄テ、今人身ヲ受テ、仏ニ値奉レリト云ヘドモ、灯油ヲ食シ失ヘリシニ依テ、**両眼盲タリ**。此ノ故ニ、今生ニ眼ヲ不可開ズ。汝ヂ只速ニ法花経ヲ受持テ、罪業ヲ免レヨ。」ト宣、ト見テ夢覚ヌ。 其ノ後、心ニ前生ノ悪業ヲ悔ヒ恥テ、本国ニ返テ、夢ノ告ヲ信ジテ初テ法花経ヲ受ケ習奉ルニ、月来ヲ経テ自然ラ習得ツ。其ノ後ハ、**盲目**也ト云ヘドモ、年来心ヲ至シテ、法華経ヲ昼夜ニ読誦ス。而ルニ、其ノ験シ掲焉ニシテ邪気ノ病ニ悩ム人有ケレバ、此ノ**盲人**ヲ以テ令祈ルニ、必ズ其ノ験シ有ケリ。遂ニ最後ニ至マデモ、終リ貴クテ失ニケリトナム語リ伝ヘタルトヤ。	『今昔物語集』巻14-19	12世紀前半	不詳	馬淵和夫・国東文麿・稲垣泰一校注訳『今昔物語集』（〈新編日本古典文学全集35～39〉小学館、1999年～2002年） ※『法華験記』上27・継承説話
11	**口喎テ面戻レリ**	阿波国人謗写法花人得現報語第二十七 今昔、阿波ノ国、名方ノ郡ノ殖ノ村ニ、一ノ女人有ケリ。字ヲ夜須古ト云ヒケリ。白壁ノ天皇ノ御代ノ事也。此ノ女願ヲ発シテ、法花経ヲ写奉ラムト思フ心有テ、磨殖ノ郡ノ菟山寺ニシテ、心ヲ至テ人ヲ以テ法花経ヲ令写シム。 而ル間、其ノ郡ニ忌部ノ連板屋ト云フ人有リ。此ノ人、彼ノ経ヲ令書ムル女人ヲ憾テ、女ノ過失ヲ顕ハシテ誹謗ヲ成ス。而ルニ、板屋忽ニ**口喎テ面戻レリ**。此ニ依テ歎キ悲ム事無限シ。然レドモ、遂ニ此レヲ悔フル心無クシテ善ヲ不好ズ。然レバ、直ル事無シ。 此レヲ見聞ク人、「此レ偏ニ、心ヲ至シテ法花経ヲ書奉レル人ヲ謗リ懲ム故也。」ト云ヒケリ。 此レヲ思フニ、法花経ノ文ニ違フ事無シ。心有ラム人ハ、専ニ法花経ヲ読誦シ書写セム人ヲバ、仏ノ如ク可敬シ。努々軽メ謗ズル事ヲ可止シ。此レ、勝レタル功徳也トナム語リ伝ヘタルトヤ。	『今昔物語集』巻14-27	12世紀前半	不詳	馬淵和夫・国東文麿・稲垣泰一校注訳『今昔物語集』（〈新編日本古典文学全集35～39〉小学館、1999年～2002年） ※『日本霊異記』下20・継承説話

	原文表記	史料	史料名	成立年	著者・編者名	主な依拠文献等
12	①居乍ラロ鳴ヌ ②歯闕ケ、唇墨ミ、鼻平ニ、足戻リ、鳴ミ、目眇ナルベシ ※経典引用	山城国高麗寺栄常謗法花得現報語第二十八 今昔、山城ノ国、相楽ノ郡ニ高麗寺ト云フ寺有リ。其ノ寺ニ一ノ僧有リ。名ヲバ栄常ト云フ。亦同郡ノ内ニ一人ノ俗有リ。此ノ俗彼ノ栄常ト得意也。 而ルニ、俗、高麗寺ニ至テ、栄常ガ房ニ行テ、栄常ト向テ碁ヲ打ツ。其ノ時ニ、乞食ノ僧其ノ所ニ来テ、法花経ノ□品ヲ誦シテ、食ヲ乞フ。栄常、此ノ乞食ノ誦スル経ノ音ヲ聞テ咲フ。故ニ口ヲ喎メテ音ヲ横ナバシテ、乞食ノ音ヲ学ブ。俗、此レヲ聞テ碁ヲ打ツ詞ニ「穴恐シ。」ト云フ。而ル間、自然ラ、俗ハ毎度ニ勝ツ。栄常ハ毎度ニ負ク。其ノ時ニ、栄常、忽ニ**居乍ラロ鳴ヌ**。然レバ、驚キ騒テ医師ヲ呼テ令見メテ、医師ノ云フニ随テ、医ヲ以テ療治スト云ヘドモ、遂ニ直ル事無シ。 此レヲ見聞ク人、「此レ偏ニ、法花経ヲ誦スル乞食ヲ軽メ咲テ、音ヲ学ベル故也」ト皆謗リ懲ミケリ。此レ、正シク、経ノ文ニ説ケルガ如シ、「若シ、此経ヲ軽メ謗ル者有ラバ、世々ニ、**歯闕ケ、唇墨ミ、鼻平ニ、足戻リ、鳴ミ、目眇ナルベシ**」ト。 此レヲ思フニ、世ノ人、此レヲ聞テ乞食也ト云フトモ、法花経ヲ誦セム者ヲ、戯レテモ努々不軽咲ズシテ、可礼敬シトナム語リ伝ヘタルトヤ。	『今昔物語集』巻14-28	12世紀前半	不詳	馬淵和夫・国東文麿・稲垣泰一校注訳『今昔物語集』（〈新編日本古典文学全集35～39〉小学館、1999年～2002年） ※『日本霊異記』中18・継承説話
13	両目盲テ	僧長義依金剛般若験**開盲**語第三十三 今昔、奈良ノ右京ノ薬師寺ニ一人ノ僧有ケリ。名ヲバ長義ト云フ。年来寺ニ住シテ有ル間ニ、宝亀三年ト云フ年、俄ニ長義ガ**両目盲テ**物ヲ見ル力ヲ不得ズ。然レバ、長義日夜ニ此ヲ歎キ悲ムデ、医師ヲ請ジテ医ヲ以テ療治スト云ヘドモ、其ノ験無クシテ五月ヲ経ヘヌ。 其ノ時ニ、長義心ニ思ハク、「我レ、前世ノ悪因ニ依テ盲ト成レリ。然レバ、不如ジ、般若経ヲ令転読メテ悪業ヲ滅セム。」ト思テ、数ノ僧ヲ請ジテ、三日三夜ノ間、金剛般若経ヲ令転読メテ、心ヲ至シテ罪業ヲ懺悔ス。而ル間、第三日ニ及テ、両目忽ニ明ニ成テ、物ヲ見ル事本ノ如シ。其ノ時ニ、長義泣々ク喜ビ貴テ、般若経ノ験力ノ新ナル事ヲ深ク信ジテ、弥ヨ心ヲ発シテ、読誦シテ恭敬供養シ奉ケリ。寺ノ僧共此ヲ聞テ、貴ブ事無限シ。 然レバ、前世ノ罪業ヲ滅スル事ハ、金剛般若経ニ過タルハ無シ。罪業滅スレバ、如此ク病ノ喩ル事疑無シ。心有ラム人ハ、此レヲ聞テ専ニ此ノ経ヲ受持読誦シ可奉シトナム語リ伝ヘタルトヤ。	『今昔物語集』巻14-33	12世紀前半	不詳	馬淵和夫・国東文麿・稲垣泰一校注訳『今昔物語集』（〈新編日本古典文学全集35～39〉小学館、1999年～2002年） ※『日本霊異記』下21・継承説話
14	①二ノ耳聾ヌ ②悪キ瘡身ニ遍シ	伴義通令誦方広経**開聾**語第三十六 今昔、伴ノ義通ト云フ人有ケリ。身ニ重キ病ヲ受テ、忽ニ**二ノ耳聾ヌ**。亦、**悪キ瘡身ニ遍シテ**年月ヲ経ト云ヘドモ喩ル事無シ。 然レバ、義通思ハク、「此レ、報ニハ非ジ。宿業ノ招ク所ナラム。今生ニ亦、善業ヲ不修ズハ、後世ノ報亦如此クナラム。然レバ、不如ジ、善根ヲ修シテ後世ヲ祈ラム。」ト思テ、忽ニ堂ヲ荘テ数ノ僧ヲ請ジテ、義通先ヅ我ガ身ヲ浄メムガ為ニ、香水ヲ浴テ、「罪ヲ滅ス事方広大乗経ニハ不過ジ。」ト思テ、此ノ経ヲ令講ムル間、義通僧ニ申テ云ク、「我レ只今片耳ニ一ノ菩薩ノ御名ヲ聞奉ル。願クハ、恩ヲ垂テ哀ビ給ヘ。」ト云テ、僧ヲ礼拝スルニ、今片耳亦聞エヌ。然レバ、義通喜ビ貴テ、弥ヨ心ヲ至シテ方広経ヲ令講読ム。 此レヲ聞人、亦遠ク近ク不貴ザルハ無カリケリトナム語リ伝ヘタルトヤ。	『今昔物語集』巻14-36	12世紀前半	不詳	馬淵和夫・国東文麿・稲垣泰一校注訳『今昔物語集』（〈新編日本古典文学全集35～39〉小学館、1999年～2002年） ※『日本霊異記』上８・継承説話
15	頸下有瘿僧 頸ノ下ニ瘿有テ	比叡山**頸下有瘿僧**往生語第六 今昔、比叡ノ山ノ東塔ニ僧有ケリ。**頸ノ下ニ瘿有テ**、年来医師ノ教ヘニ随テ、医ヲ以テ療治スト云ヘドモ不喩ズ。然レバ、衣ノ頸ヲ以テ彼ノ所ニ覆ヒ隠ス云ヘドモ、尚憚リ有ルニ依テ、人ニ交ル事無クシテ、横川ノ砂礀ノ峯ト云フ所ニ行テ籠リ居ヌ。其ノ所ニシテ日夜寤寐ニ念仏ヲ、尊勝、千手等ノ陀羅尼ヲ誦シテ、偏ニ極楽ニ生レムト願テ、年来ヲ経ルニ、**其ノ瘿**有□仏力ノ助ヲ以テ喩ニケリ。然リト云ヘドモ、僧、「譬ヒ本ノ所ニ返テ世ノ事ヲ可営シト云ヘドモ、此幾ニ非ズ。死テ悪道ニ堕ムヨリハ、不如ジ只念仏ヲ修シテ、後世ヲ祈テ、此ノ所ヲ不出ジ。」ト思ヒ取テ、籠リ居テ行ヒケリ。 而ル間、同山ニ住ム僧有リ。名ヲ普照ト云ヒケリ。同院ニ住ム間、普照、「麦ノ粥ヲ煮テ、院ノ内ノ人ニ施セム。」ト思フ心有テ、其ノ粥ヲ煮ムガ為ニ、一夜湯屋ノ竈ノ辺ニ有ルニ、俄艶ズ馥シキ香山ニ満テ、微妙音楽ノ音空ニ聞ユ。普照此レヲ怪シビ思フト云ヘドモ、何事ト不知ズシテ、仮ソメニ寝タルニ、夢ニ、一ノ宝ヲ以テ厳レル輦有リ。砂礀ノ峰ヨリ西方ヲ指テ飛去ヌ。多ノ止事ナキ僧共ノ、法服ヲ着セル、及ビ、多ノ音楽ヲ調ブル様々ノ天人ノ如クナル人等、皆此ノ輦ヲ囲繞シテ、前後左右ニ有テ、輦ニ随テ□。遥ニ輦ノ中ヲ見レバ、彼ノ砂礀ノ峰ニ住僧此ノ輦ニ乗タリ、ト見テ、夢覚ヌ。 其ノ後、普照此ノ夢ノ虚実ヲ知ラムト思フ間ニ、人有テ云ク、「彼ノ砂礀ノ峰ニ住スル僧、今夜既ニ死ニケリ。」ト。普照此ヲ聞テ、実ニ彼ノ僧ノ極楽ニ参ケル也、ト知テ、同法ノ僧共ニ「我レ正ク今夜極楽ニ往生スル人ヲ見ツル。」ト語テ、貴ビケリ。此レヲ聞ク人、亦悲ビ不貴ズト云フ事無カリケリ。 此レヲ思ニ、極楽ニ往生スル人モ、皆縁有ル事也ケリ。彼ノ僧、身ニ恙有テ、其レヲ恥ヅルガ故ニ籠リ居テ勤メ行ヒテ、此ク往生スル也ケリ、トナム語リ伝ヘタルトヤ。	『今昔物語集』巻15-6	12世紀前半	不詳	馬淵和夫・国東文麿・稲垣泰一校注訳『今昔物語集』（〈新編日本古典文学全集35～39〉小学館、1999年～2002年） ※『日本往生極楽記』12継承説話
16	癌女 生ケルヨリ癌ニテゾ有ケレバ 長大スルマデ遂ニ物云フ事無ケレバ 片輪者 此ノ病 癌ナリシ女房	**癌女**依石山観音助得言語第二十二 今昔、誰トハ不知ズ、中比、京ニ賤苟ヌ人ノ娘有ケリ。形ハ極テ美麗ニシテ、**生ケルヨリ癌ニテゾ有ケレバ**、父母明暮此ヲ歎キ悲ムト云ヘドモ、甲斐無シ。暫ハ、「神ノ祟カ。若ハ霊ノ為ルカ。」ナド疑テ、仏神ニ祈請シ、貴キ僧ヲ呼テ祈ラセケレドモ、**長大スルマデ遂ニ物云フ事無ケレバ**、後ニハ、父母棄テ不知ザリケリ。然レバ、乳母ノミ此ノ人ヲ哀レムデ過ル程ニ、父母打次キ失ニケリ。 弥ヨ、乳母此ノ人ヲ悲ムデ、歎キ思ケル様、「此ノ人ニ男ヲ合セテ、子ヲ令生テ、末ノ便トモ為バヤ。形チ美麗ナレバ、暫ハ見ル人モ自然ラ有ナム。」ト思得テ、或ル殿上人ノ形チ吉ク、心ニ情有ケルヲ、然気無クテ合セテケリ。女ニモ乳母泣々ク此ノ由ヲ云聞セテ、心ヲ得サセタレバ、合テ後日来通フニ、男女ノ美麗ナルヲ見テ、難去ク労タク思テ万ヲ語フニ、女惣テ物ヲ不云ネバ、暫ハ、「恥シラヒタルカ」ト思フニ、物ノ云ハムト思タル気色乍ラ、目ニ涙ヲ浮ヲ見テ、男、「**此レハ癌也ケリ。**」ト心得ツ。其ノ後、志シハ愚ニ非ズト云ヘドモ、「**片輪者也ケリ。**」ト思フニ、少シ枯々ニ成ヲ、女、「心踈シ。」ト思テ、跡ヲ暗クシテ失ニケリ。 男女ノ許ニ行タルニ、無ケレバ、「失ニケリ。」ト思フニ、形有様ヲ思ヒ出サレテ、心ニ係リテ、此ヲ恋ヒ悲ムデ、諸ノ所々ヲ尋求レドモ、尋得ル事無ケレバ、歎キ乍ラ過グルニ、女ハ、石山ト云フ所ニ此ノ乳母ノ類也ケル僧ノ有ケルヲ尋テ、親キ女房一人女ノ童許ヲ具シテ行ニケリ。其ニシテ「尼ニ成ナム。」ト思ケルニ、此ノ石山ノ御堂ニ籠テ、心ヲ至シテ念ケル様、「『観音ハ難有キ衆生ノ願ヲ満テ給フ事、他ノ仏ケニ勝レ給ヘリ。』ト聞ク。然レバ、我ガ**此ノ病**ヲ救ヒ給ヘ。若シ、前世ノ悪業重クテ、救ヒ給ハムニ不能ズハ、我レ速ニ死ナム。必ズ後世ヲ助ケ給ヘ。」ト。 如此ク念ジテ、日来籠タル間ニ、比叡ノ山ノ東塔ニ□ト云フ阿闍梨有リ。世ニ勝レタル験者也。時ノ人皆首ヲ低テ帰依スル事無限シ。其ノ人石山ニ参タルニ、御堂ニシテ此ノ**癌女**ノ籠タルヲ見テ、問テ云ク、「此レ、誰人ノ、何ノ故有テ籠レルゾ。」ト。**女物ヲ不云ネバ、文ニ書キテ有様ヲ聞カス。**阿闍梨ノ云ク、「我レ君ノ病ヲ祈テ試ム。此レ偏ニ、利益衆生ノ故也。」ト。女喜ブ由ヲ亦書テ見スルニ、阿闍梨観音ノ御前ニシテ心ヲ至シテ加持スルニ、三日三夜音ヲ不断ズ。然レドモ其ノ験シ無シ。其ノ時ニ、阿闍梨嘆ヲ発シテ泣々加持スルニ、女ノ口ノ中ヨリ物ヲ吐出ス事、一時許也。其ノ後、物ヲ云事舌付ナル人ノ如シ。然レドモ、其ヨリ物ヲ云フ事例ノ人ノ如シ。早ウ年来悪霊ノ致ケル也。 女泣々ク阿闍梨ヲ礼拝シテ、注シ許ニトテ、年来持タリケル水精ノ念珠ヲ、阿闍梨ニ与ヘツ。阿闍梨念珠ヲ得テ、本ノ山ニ返ヌ。 女ハ尚山ニ有ルニ、彼ノ本ノ男ノ殿上人ノ、女ヲ不求得ズシテ、忽ニ道心ヲ発シテ所々ノ霊験ノ所ニ参リ行ケルニ、比叡ノ山ニ登テ、中堂ニ参ケルニ、此ノ阿闍梨本ヨリ知タリケレバ、其ノ房ニ行テ物ナド食テ打息ムニ、彼ノ水精ノ念珠ヲ物ニ係タルヲ見テ、不意ニ阿闍梨ニ問テ云ク、「此ノ念珠ハ何コナリツルゾ。」ト。阿闍梨ノ云ク、「石山ニテ**癌ナリシ女房**ノ籠リシヲ祈止テ得タリシ也。」ト。此レヲ**癌**ト聞クニ、心騒テ細ニ問フニ、有様ヲ語ル。此レヲ聞クニ、只其レニテ有リ。心ノ内ニ喜テ京ニ忩ギ返ヌ。 其ヨリ石山ニ行テ尋ヌルニ、暫ハ隠スト云ヘドモ、強ニ尋テ年来ノ事ヲ云入ルニ、女、「然也ケリ。」ト聞テ、遂ニ合ヌ。互ニ泣々ク年来ノ事共ヲ語テ、忽ニ相具シテ京ニ返テ、深キ契ヲ成シテ夫婦トシテ棲ケリ。「偏ニ此レ観音ノ利益也。」ト知テ、弥ヨ共ニ心ヲ至シテ仕ケリ。 観音ノ霊験此クゾ有ケル、トナム語リ伝ヘタルトヤ。	『今昔物語集』巻16-22	12世紀前半	不詳	馬淵和夫・国東文麿・稲垣泰一校注訳『今昔物語集』（〈新編日本古典文学全集35～39〉小学館、1999年～2002年）

	原文表記	史料	史料名	成立年	著者・編者名	主な依拠文献等
17	**盲人** **ニノ眼盲タリ** **盲目**	**盲人**依観音助開眼語第二十三 今昔、奈良ノ京ノ薬師寺ノ東ノ辺ノ里ニ一ノ人有ケリ。**ニノ眼盲タリ**。年来此レヲ歎キ悲ムト云ヘドモ、事無カリケリ。 而ルニ、此ノ**盲人**千手観音ノ誓ヲ聞クニ、「眼暗カラム人ノ為ニハ、日摩尼ノ御手ヲ可宛シ」ト。此ヲ深ク信ジテ、日摩尼ノ御手ヲ念ジテ、薬師寺ノ東門ニ居テ、布ノ巾ヲ前ニ敷タリ。心ヲ至シテ日摩尼ノ御名ヲ呼ブ。行来ノ人此レヲ見テ、哀ムデ銭米ナドヲ巾ノ上ニ置ク。亦、日中ノ時ニ、鐘ヲ撞ク音ヲ聞テ、寺ニ入テ、諸ノ僧ニ食ヲ乞テ命ヲ継テ、年来ヲ経ル間、阿倍ノ天皇ノ御代ニ、此ノ**盲人**ノ所ニ二ノ人来レリ。此レ本ヨリ不知ザル人也。亦、盲セルニ依テ、其ノ形ヲ不見ズ。此ノ二ノ人、**盲人**ニ告テ云ク、「我等汝ヲ哀ガ故ニ、汝ガ眼ヲ条ハム。」ト云テ、左右ノ目ヲ各治ス。治シ畢テ、**盲人**ニ語テ云ク、「我等ヲ今二日ヲ経テ、必ズ此ノ所ニ可来シ。不忘シテ可待シ。」ト云テ、去ヌ。 其ノ後、其ノ**盲目**忽ニ開テ、物ヲ見ル事本ノ如シ。而ニ、彼ノ二ノ人、「来ラム」ト契シ日、待ニ不見エズ。然レバ、遂ニ其ノ人ト見ル事無シ。「此レ観音ノ変ジテ、来テ助ケ給ケル。」ト知テ、涙ヲ流シテ悲ビ喜ビケリ。 此レヲ見聞ク人観音ノ利益ノ不可思議ナル事ヲ貴ビ敬ヒ奉ケリ、トナム語リ伝ヘタルトヤ。	『今昔物語集』巻16-23	12世紀前半	不詳	馬淵和夫・国東文麿・稲垣泰一校注訳『今昔物語集』（〈新編日本古典文学全集35～39〉小学館、1999年～2002年） ※『日本霊異記』下12・継承説話
18	**①年十余歳ニ至ルマデ、足不立ズ** **②常ニ哭キ譴テ物ヲ噉フ事間無シ**	行基菩薩教女人悪子給語第三十七 今昔、行基菩薩ハ文殊ノ化身ニ在マス。 而ルニ、難波ノ江ニ行テ、江ヲ堀リ令開メ、船津ヲ造リ、法ヲ説キ人ヲ化シ給フニ、貴賤上下ノ道俗男女、来集テ法ヲ聞ク。其ノ中ニ、河内ノ国、若江ノ郡ノ川派ノ郷ニ有ケル一ノ女人、子ヲ抱テ、法会ノ庭ニ来テ、法ヲ聞ク。其ノ子、哭キ譴テ母ニ法ヲ不令聞ズ。其ノ子、**年十余歳ニ至ルマデ、足不立ズシテ、常ニ哭キ譴テ物ヲ噉フ事間無シ**。 而ルニ、行基菩薩此ノ母ノ女ニ告テ宣ハク、「其ノ汝ガ子、持出デテ、速ニ濡ニ棄テヨ。」ト。諸ノ人此ヲ聞テ、当頭テ云ク、「慈悲広大ノ聖人トシテ、何ノ故ヲ以テ、『此ノ子ヲ棄テ□。』トハ宣フゾ。」ト。母慈ビノ心ニ不堪ズシテ、子ヲ不棄ズシテ尚抱キ持テ、法ヲ聞ク。明ル日、亦此ノ女子ヲ抱テ来テ法ヲ聞ク。子尚囂哭ク。聞ク者、皆此ノ子ノ音ノ囂キニ依テ、法ヲ聞ク事不詳ズ。 而ル間、行基菩薩ノ宣ハク、「彼ノ女、尚其ノ子ヲ濡ニ投棄テヨ。」ト。母此ノ事ヲ怪ムデ、思ヒ忍ブ事不能ズシテ、深キ濡ニ行テ、子ヲ投入レツ。其ノ子濡ニ入テ、即チ浮出デテ、足ヲ踏反リ、手ヲ攅ミ、目ヲ大キニ見瞠カシテ、狭出ダシテ云ク、「妬哉。我レ今三年徴ラムトシツル者ヲ。」ト。母此レヲ聞テ、怪ムデ返来テ、法□聞ク。菩薩女ニ問テ宣ハク、「何ニ。子ヲバ投棄テツヤ否ヤ。」ト。女具ニ子ノ水ヨリ浮出デテ云ツル事ヲ申ス。菩薩ノ宣ハク、「汝ヂ前世ニ彼ガ物ヲ負テ不償リキ。然レバ、今ノ子ト成テ、徴リ食也。此ノ子ハ昔ノ物ノ主也。」ト。此レヲ聞ク人、皆ナ此ノ菩薩ノ前世ノ事ヲ知テ教ヘ給フ事ヲ貴ビ悲ムデ、「誠ニ此レ仏ノ化身ニ在マシケリ。」ト信ジテ、弥ヨ貴ビケリ。 亦、此レヲ思フニ、尚人ノ物ヲ負テ可償キ也、此ク世々ニ責ル也ケリ、トナム語リ伝ヘタルトヤ。	『今昔物語集』巻17-37	12世紀前半	不詳	馬淵和夫・国東文麿・稲垣泰一校注訳『今昔物語集』（〈新編日本古典文学全集35～39〉小学館、1999年～2002年） ※『日本霊異記』中30・継承説話
19	**瘡テ穢気ナル事無限シ** **身ニ瘡有テ**	参河守大江定基出家語第二 今昔、円融院ノ天皇ノ御代ニ、参河ノ守大江ノ定基ト云フ人有リ。参議左大弁式部大輔済光ト云ケル博士ノ子也。心ニ慈悲有テ、身ノ才人ニ勝タリケル。歳人ノ巡ニ参河ノ守ニ任。（中略） 亦、寂照五臺山ニ詣デテ、種々ニ功徳ヲ修ケルニ、湯ヲ湧シテ大衆ニ浴サムトシテ、先大衆僧供ニ着キ並タル程ニ、極テ穢気ナル女ノ、子ヲ抱タル、一ノ犬ヲ具シテ、寂照ガ前ニ出来ヌ。此ノ女**瘡テ穢気ナル事無限シ**。此レヲ見ル人共穢ガリテ追ヒ喤ル。寂照此ヲ制シテ女ニ食物ヲ与ヘテ返シ遣ル。而ルニ、此ノ女ノ云ク、「我ガ**身ニ瘡有テ**糸難堪ク侘シケレバ、湯浴ムガ為ニ参ツル也。湯ノ切、少シ我レニ浴シ給ヘ。」ト。人共此レヲ聞テ喤テ追フ。女被追テ後ノ方ニ逃去テ、窃ニ湯屋ニ入テ、子ヲ抱キ乍ラ、犬ヲ具シテサフメカシテ湯ヲ浴ム。人共此レヲ聞テ、「打追ハム。」ト云ヒテ、湯屋ニ入テ見レバ、掻消ツ様ニ失ヌ。其時ニ人々驚キ怪ムデ、出テ見廻セバ、櫪ヨリ上様ニ紫ノ雲光リテ昇レリ。人々此レヲ見テ、「此レ、文殊ノ化シテ、女ト成テ来給ヘル也ケリ。」ト云ヒテ、泣キ悲ムデ礼拝スト云ヘドモ、甲斐無クテ止ニケリ。 此ノ事共ハ寂照ノ弟子ニ念救ト云僧ノ、共ニ行タリケルガ、此ノ国ニ返テ語リ伝ヘタル也。彼ノ国ノ天皇寂照ヲ帰依シテ、大師号ヲ給テ、円通トゾ云ヒケル。 此レモ機縁ニ依テ出家シテ此ク他国ニテモ被貴ルル也ケリ、トナム語リ伝ヘタルトヤ。	『今昔物語集』巻19-2	12世紀前半	不詳	馬淵和夫・国東文麿・稲垣泰一校注訳『今昔物語集』（〈新編日本古典文学全集35～39〉小学館、1999年～2002年）
20	**白癩ト云テ病付テ** **其ニテモ然ル片輪者ノ中ニモ被憎テ**	比叡山ノ僧心懐依嫉妬感現報告語第三十五 今昔、比叡ノ山ノ東塔ニ心懐ト云フ僧有ケリ。法ヲ学ビテ山ニ有ケルニ、年若シテ、指セル事無カリケレバ、山ニモ不住得ザリケル程ニ、美濃ノ守□ノ□ト云フ人有ケリ。其ノ人ニ付テ、彼ノ国ニ行ヌ。守ノ北ノ方ノ乳母、此ノ僧ヲ養子トス。然レバ、国司其ノ縁ニ依テ、方々ニ付テ顧ケリ。此レニ依テ、国ニ人此ノ僧ヲ一供奉ト名付テ、畏リ敬フ事無限シ。 而ル間、其ノ国ニ大疫発テ、病死スル者多カリ。国人等此レヲ歎テ、守ノ京ニ有ル間ニ申上シテ、国人皆心ヲ一ニシテ、南宮ト申社ノ前ニシテ、百座ノ仁王講ヲ可行キ事ヲ始ム。経ニ被説タルガ如ク、力ヲ尽シテ、厳シク大会ヲ儲ク。必ズ其ノ験可有ク、国人共皆憑タリ。一人トシテ志ヲ不運ザル者無シ。大ナル幡共ヲ懸ケ並ベ、千ノ灯ヲ襲ゲ、音楽ヲ調ブ。 而ルニ、其ノ惣講師ニハ懐国供奉ト云フ人ヲナム請ズル。其ノ供奉ハ筑前ノ守源ノ道成ノ朝臣ノ弟也。学生モ人ニ勝レ、説教モ上手也。又兄ニ似テ、和歌ヲ吉ク読ミ物語ヲモ吉ク為レバ、諸ノ俗共此ノ人ヲ得意トシテ遊ビ戯レバ、所得タル名僧ニテナム有ケル。其レニ、後一条ノ院ノ御読経衆ニテ年来候ヒケルニ、失サセ給ヒニケレバ、世忽ニ替テ、寄付カム方モ不思エズ哀ニ思ハレケレバ、「年ハ老ニタリ、事ヲ縁モ無クテ、阿闍梨ニモ難成ク、憑ミ奉ル君ハ失セ給ヒヌ。今ハ世ニ有テモ何ニカハセム。」ト思ヒ取テ、忽ニ道心発シテ、美濃国ニ行テ、貴キ山寺ニ籠リ居タル也ケリ。其レヲ「態ト請ゼムニ、此許ノ人ヲコソハ請ゼメ。而ニ、国ノ内ニ居タルハ、極タル便宜也。」ト思テ、請ズル也。 抑、比叡山ニテハ止事無人ニテ有ケリ。御弟子共モ可然キ人々学生ニテ山ニ有ナリ。然レバ、「先ヅ案内ヲ申サム。」トテ、此ク講師ニ請ジ申ス由ヲ、内々ニ云ヒケレバ、供奉ノ云ク、「此ノ事ヲ聞バ、国ノ内ノ祈ノ為ナリ。我レ此ノ国ヲ憑テ、此テ居タリ。何デカ愚ニハ思ハム。然レバ、必ズ可出キ也。」ト。 而ルニ、其ノ日ニ成テ、漸ク事始ムル程ニ、供奉出デテ、房ニ□タル所ニテ法服直シク調テ居タルニ、輿ヲ荷ヒ、蓋ヲ捧テ、楽人音楽ヲ調ベテ、直シク烈シテ迎フ。講師香炉ヲ取テ、輿ニ乗スレバ、上ニ蓋ヲ差覆テ、迎テ高座ニ令登セツ。余ノ講師共モ、百人乍ラ皆高座ニ登ヌ。百ノ仏像、百ノ菩薩像、百ノ羅漢像、皆微妙ク書立奉テ、懸並ベ奉タリ。様々ノ造花共瓶ニ差シタリ、色々ノ仏供共モ色微妙ク□ヒテ、盛リ渡シタリ。 其ノ時ニ、惣講師先ヅ申上ゲムガ為ニ、仏ヲ見奉ル程ニ、彼ノ一供奉甲ノ袈裟ヲ着テ袴ノ扶ヲ上テ、怖シ気ナル法師原ノ長刀ヲ提タル、七八人ノ許ノ具シテ、高座ノ後ニ出来テ、三間許去立テ、脇ヲ掻テ扇ヲ高ク仕テ、嘖テ云ク、「彼ノ講師ノ御房、山ニテコソ遥ニ止事無キ学生トハ見進リシカ。此ノ国ニテハ、守ノ殿我レヲコソ国ノ一法師ニハ被用レ。他ノ国ハ不知ズ、此ノ国ノ内ニハ、上下ヲモ論ズ、功徳ヲ造ル講師ニハ、国ノ一供奉ヲナム必ズ請ズルニ、御房止事無ク坐ストモ、賤キ己ヲ可請キニ、己ヲ置乍ラ、彼ノ御房ヲ請ジ進ルハ、守ノ殿ヲ無下ニ蔑リ奉ルニハ非ズヤ。今日事ハ闕ク云フトモ、其レニ講師ハ不令為マジ。穴糸惜シ」。「法師原詣来。此ノ惣講師ノ御房ノ居タル高座覆セ。」ト云ヘバ、即チ法師原寄テ、覆スサムト為ルニ、講師丸ビ下ル程ニ、長短ナレバ、逆様ニ倒レヌ。従僧共提ニ提テ、高座ノ迫ヨリ将逃レバ、其ノ後、一供奉ノ代ニ飛ビ登テ、嘖々ル講師ノ作法共シツ。 余ノ講師共ハ我ニモ非ヌ心地シテ、行ニモ非ズ、事皆乱ス。国ノ者共モ、一供奉ニ未ダ不見ザリケル者共ハ、「事ニモゾ懸ル。」ト思テ、後ノ方ヨリ皆逃テ行メレバ、人少ニ成ヌ。即チ、事挙ヌレバ、惣講師ノ料ニ儲タリツル布施共ハ、皆一供奉ニ取セツ。残リ留タル国人共ノ思タル顔気色、極テ本意無気也。 其ノ後、墓無クテ任モ最レバ、一供奉モ京ニ上ヌ。守モ二三年許ヲ経テ死ヌレバ、一供奉寄リ付ク方無クテ、極テ便無ク成ヌ。而ル不、**白癩ト云テ病付テ**、祖ト契リシ乳母モ、穢ナムトテ不令寄ズ。然レバ、可行キ方無クテ、清水坂本ノ奄ニ行テゾ住ル。**其ニテモ然ル片輪者ノ中ニモ被憎テ**、三月許有テ死ケリ。 此レ他ニ非ズ、厳法会ヲ妨ゲ、我ガ身賤クシテ、止事無キ僧ヲ嫉妬セルニ依テ、現報ヲ新タニ感ゼル也。 然レバ、人此レヲ知テ、永ク嫉妬ノ心ヲ不可発ズ。嫉妬ハ此レ天道ノ憎ミ給フ事也、ト語レリ伝ヘタリトヤ。	『今昔物語集』巻20-35	12世紀前半	不詳	馬淵和夫・国東文麿・稲垣泰一校注訳『今昔物語集』（〈新編日本古典文学全集35～39〉小学館、1999年～2002年）

	原文表記	史料	史料名	成立年	著者・編者名	主な依拠文献等
21	**会坂盲** **一人ノ盲** **会坂ノ関ノ盲琵琶** **盲ノ家** **会坂ノ盲ガ庵** **其ガ盲ニ成ニケレバ、会坂ニハ居タル也ケリ** **盲琵琶**	源博雅朝臣行**会坂盲**許語第二十三 今昔、源博雅朝臣ト云人有ケリ。延喜ノ御子ノ兵部卿ノ親王ト申人ノ子也。万ノ事止事無カリケル中ニモ、管弦ノ道ニナム極タリケル。琵琶ヲモ微妙ニ弾ケリ。笛ヲモ艶ズ吹ケリ。此人、村上ノ御時ニ、□ノ殿上人ニテ有ケル。 其時ニ、会坂ノ関ニ**一人ノ盲**庵ヲ造テ住ケリ。名ヲバ蝉丸トゾ云ケル。此レハ敦実ト申ケル式部卿ノ宮ノ雑式ニテナム有ケル。其ノ宮ハ宇多法皇ノ御子ニテ、管弦ノ道ニ極リケル人也。年来琵琶ヲ弾給ケルヲ常ニ聞テ、蝉丸琵琶ヲナム微妙ニ弾ク。 而ル間、此博雅此道ヲ強ニ好テ求ケルニ、彼ノ**会坂ノ関ノ盲琵琶**ノ上手ナル由ヲ聞テ、彼ノ琵琶ヲ極テ聞マ欲ク思ケレドモ、**盲ノ家**異様ナレバ不行シテ、人ヲ以テ内々ニ蝉丸ニ云ケル様、「何ド不思懸所ニハ住ゾ。京ニ来テモ住カシ。」ト。**盲**此ヲ聞テ、其答ヘヲバ不為シテ云ク、 世中ハトテモカクテモスゴシテムミヤモワラヤモハテシナケレバ ト。使返テ此由ヲ語ケレバ、博雅此ヲ聞テ、極ク心憖ク思ヘテ、心ニ思フ様、「我レ強ニ此ノ道ヲ好ムニ依テ、必ズ此**盲**ニ会ハムト思フ心深ク、其ニ**盲**命有ラム事モ難シ。亦我モ命ヲ不知ラ（ズ）。琵琶ニ流泉、啄木ト云曲有り。此ハ世ニ絶ヌベキ事也。只此**盲**ノミコソ此ヲ知タルナレ。構テ此ガ弾ヲ聞カム。」ト思テ、夜、彼ノ会坂ノ関ニ行ニケリ。然レドモ、蝉丸其ノ曲ヲ弾ク事無カリケレバ、其後三年ノ間、夜々**会坂ノ盲ガ庵**ノ辺ニ行テ、其曲ヲ、「今ヤ弾ク、今ヤ弾。」ト窃ニ立聞ケレドモ、更ニ不弾リケルニ、三年ト云ハ月ノ十五日ノ夜、月少シ陰テ、風少シ打吹タリケルニ、博雅、「哀レ、今夜ハ興有カ。**会坂盲**、今夜コソ流泉、啄木ハ弾ラメ。」ト思テ、会坂ニ行テ立聞ケルニ、**盲**琵琶ヲ掻鳴シテ、物哀ニ思ヘル気色也。 博雅此ヲ極テ喜ク思テ聞ク程ニ、**盲**独リ心ヲ遣テ詠ジテ云ク、 アフサカノセキノアラシノハゲシキニシキテゾキタルヨヲスゴストテ 琵琶ヲ鳴スニ、博雅コレヲ聞テ、涙ヲ流シテ哀レト思フ事無限シ。 **盲**独言ニ云ク、「哀レ、興有ル夜カナ。若シ我レニ非ズ□者ヤ世ニ有ラム。今夜心得タラム人ノ来カシ。物語セム。」ト云ヲ、博雅聞テ、音ヲ出シテ、「王城ニ有ル博雅ト云者コソ此ニ来タレ。」ト云ケレバ、**盲**ノ云ク、「此申スハ誰ニカ御座ス」。博雅ノ云ク、「我ハ然々ノ人也。強ニ此道ヲ好ムニ依テ、此ノ三年此庵ノ辺ニ来ツルニ、幸ニ今夜汝ニ会ヌ」。**盲**此ヲ聞テ喜ブ。其時ニ、博雅モ喜ビ乍、庵ノ内ニ入テ、互ニ物語ナドシテ、博雅、「流泉、啄木ノ手ヲ聞カム。」ト云フ。**盲**、「故宮ハ此ナム弾給ヒシ。」トテ、件ノ手ヲ博雅ニ令伝テケル。博雅琵琶ヲ不具リケレバ、只口伝ヲ以テ此ヲ習テ、返々喜ケリ。暁ニ返ニケリ。 此ヲ思フニ、諸ノ道ハ只如此可好キ也。其レニ、近代ハ実ニ不然。然レバ、末代ニハ諸道ニ達者ハ少キ也。実ニ此哀ナル事也カシ。 蝉丸賤キ者也ト云ヘドモ、年来宮ノ弾給ヒケル琵琶ヲ聞キ、此極タル上手ニテ有ケル也。**其ガ盲ニ成ニケレバ、会坂ニハ居タル也ケリ**。其ヨリ後、**盲琵琶**ハ世ニ始ル也、トナム語リ伝ヘタルトヤ。	『今昔物語集』巻24-23	12世紀前半	不詳	馬淵和夫・国東文麿・稲垣泰一校注訳『今昔物語集』（〈新編日本古典文学全集35～39〉小学館、1999年～2002年） ※『江談抄』巻3-63・継承説話
22	**重瘡疽発背** **瘡**	権少僧都覚運は洛陽の人なり。延暦寺に住す。少きときより才名に富みて、一山の亀鏡なり。早に菩提を求めて、念仏を業と為す。爰に慈恵僧正以下、相議りて曰く、「若くのごときの人の大業を遂げざるは、道の恥なり。」と。推して堅義せしむ。四種三昧の義を立つ。暮年に及びて布衣を着て堂に入る。見聞の大衆、欷息せずといふこと莫し。題を読む剋に、意に止観を論ずる者は、西方阿弥陀仏を念ずるといふに及びて、覚えず涕泣す。〈道心者為るに依りて、探題此の算を作る〉。満堂皆感涙を垂る。堅義に及びて九題已に得たり。第十の算に及ぶ。又た拘ふ所無し。探題禅芸が力の及ばざる所なり。慈恵僧正は、道の為に未だ曾にも有らざる全得の人なり。我、将に精義せむといふ。六観世音を広うすれば、即ち是れ二十五三昧、の題に付きて、問ふに真言六観音の種子の義を以てす。密教を習はざるに依りて其の由を謝す。僧正曰く、「既に広学と謂へり。何ぞ真言の教を知らざらむといふ。仍りて九題一は未だ判ぜずといへり。後に密教を成信上人に受けたり」。其の後に曰く、「尤も易き事なり。知らずんば何かは為む。」と。成信臨終のとき、師と為すべき人を問ふ。成信、皇慶を挙ぐ。此の時に年未だ三十に及ばず。覚運下問を恥ぢず、随ひて又た稟承す。皇慶の鎮西に赴くに及びて、宿徳の身を以て地に下りて跪く。道を尊ぶに依るなり。左相府の三十講に、常に証義者と為り、諸宗の章疏は悉くに皆暗誦す。慶祚曰く、「顕密の教を学ぶ人此くの若し。後に注ふべし。」と。遍救僧都は左府に堅義たり、覚運精義と為れり。唯識・因明の奥旨に、本宗の人皆驚きぬ。神我勝の意、此の日始めて源信僧都の案に題として出でたり。寛印彼の算の問者と為る。此れ南京に未だ曾より有らざる義ならくのみ。主上幷びに左府、師と為して経を受く。源信法門を造るごとに、覚運に送りて点読せしめて曰く、「此の人の読むは、義、述者より勝れたり。」と云々。**重き瘡疽背に発す**。衆の医治して曰く、「已に差せり、水を止めたり。」と。重源閣梨〈滋秀の孫〉後に到り、**瘡**を見て手を以て沃るところの水を汲み、見て曰く、「此の病未だ差えず。一時を待ちて到るべし。」と。同じき未時に遷化す。念仏して乱れず。禅坐して終る。公家権僧正を贈り、檀那院を即ち御願寺と為す。覚運の申し立てる所なり。	『続本朝往生伝』8	1101年～1111年頃	大江匡房	井上光貞・大曾根章介校注『往生伝　法華験記』（岩波書店、1974年）
23	**清盲** **※往生する意味で用いる比喩的表現**	権少僧都覚超は和泉国の人なり。齠亂の時に延暦寺に登りて、慈恵僧正の房に在りき。自ら其の舌を出して以て鼻の上を舐る。僧正大きに驚きて相して曰く、「極めて大きなる聡明の相なり。」と。遂に以て弟子と為り、兼て師として源信僧都に事ふ。顕教の才は其の師に亜ぎ、真言の道は猶し彼の山に冠る。作りし所の顕密の法門、多く世の為に用ゐられたることは、仁王経護国抄の如し。道心純熟して、長く以て跡を晦し、常に月輪観を修して曰く、「胸の中は常に冷し。此の観法を修するが故なり。」と。誓ひて曰く、「願はくは**清盲**を得て、濁世の事を見ざらん。」と。臨終正念にして、念仏して終る。後に弟子の僧の夢に曰く、「已に蓮胎に詣る。但し往生は難中の難なり。汝等苦に求むべし。」と。	『続本朝往生伝』10	1101年～1111年頃	大江匡房	井上光貞・大曾根章介校注『往生伝　法華験記』（岩波書店、1974年）
24	**瘡**	弘法大師は、諱空海、讃岐国の人なり。出家得度して、僧正勤操に師として事へ、初めに三論・法相を学びて、後に金剛乗に入る。遂に唐の朝に入りて、真言の奥旨を極め、恵果和尚以て師と為す。両界三部の道、諸尊衆聖の儀は、此れより我が土に弘まる。然れば則ち大日如来七代の弟子、本朝最初の阿闍梨なり。事は別伝に見えたり。甄録すること能はず。恵果和尚云く、「吾汝を待つこと久し。吾が法は悉くに汝に授く。是れ十地の中、第三地の菩薩なり。努力自愛せよ。吾必ず汝の弟子と為りて、東土に託生せむ。」と。大師唐の朝にして、一の鈴杵を投げて、本朝の勝れたる地をトひたるに、一は東寺に墜ち、一は紀伊国の高野山に落ち、一は土左国の室生戸山に落つ。帰朝の後に、相尋ねて皆仏法を弘めたり。修円僧都は、護国界経を読呪して神験を施せり。昔護法を唐朝に遣して、恵果の伝法を偸みたりき。大師頗る其の心を得て曰く、「法を窃む者有りき。仍りて金剛界を受けし時、結界の火焔、郭を遶りて入ることを得ざりき。纔に胎蔵を聞きて還りたり。」と。大師帰朝するに及びて、常に以て相挑み、遍に調伏せむと欲ひて、共に壇法を行ふ。大師陽りて死す。修円疑ひて、人をして伺ひ見せしむ。弟子涕泣きて、喪家の儀を行ふ。又た見て弔はしむるに、弟子等葬斂の具を運ぶ。修円信じて、涕泣くこと良久しく、懺悔の法を行ふ。大師更に調伏の法を行ふこと七日、修円頓に**瘡**を受けて死せり。大師又た懺悔の法を行ふこと七日、降三世炉壇に顕れて曰く、「我は是れ修円なり。汝が法を顕揚せしめんが為に、権に怨敵と成りたるなり。」と。（後略）	『本朝神仙伝』9	1107～1109年以前	大江匡房	井上光貞・大曾根章介校注『往生伝　法華験記』（岩波書店、1974年）

	原文表記	史料	史料名	成立年	著者・編者名	主な依拠文献等
25	**懸疣** **身無瘡癰**	沙門源算は、因幡国の人なり。其母懐孕の間、身心恙多し。誕生の時、以て不祥なりと為す。これを路の上に棄てて、更に復た顧みず。馬牛去りて踏まず、鳥獣来りて傷らず。三日死なず、一身猶し全し。隣人これを憐びて、遂に以て収養す。歯総角に及びて、好みて以て出家す。郷を去りて師を尋ね、山に登りて戒を受く。其の後、世縁相牽きて、壮年にして洛に住す。俄に女の喪に遭ひて、忽に仏道に帰す。重ねて更に登壇受戒す。此の時、生年四十五なり。初めて西山の良峰に入りて、流に嗽ぎ石を枕にして、命を軽んじ法を重んず。而る間、一夜に霹靂ありて、一山震動す。樹木悉く倒れ、鳥獣皆死す。翌日里人行きて見れば、上人独存す。見る者これを異ぶ。上人道場を建てむと欲すれども、巌石を錐り難し。夢の中に僧等有りて曰く、「上人嗟くこと勿れ。単夫を与ふべし。」と云々。〈善峰縁起に云く、「前越前守大中臣忠律と云ふ人、後に丹後守に任ず。其の長男生年二十五、出家入道す。沙弥の名は行蓮と曰ふ」と。〇件の聖人は源算の父なり。其の母は元王孫なりといふ〉。其の夜野猪数千、其の地を穿鑿して、其の跡思ひの如し。道場始めて建つ。其の後如法に妙法を書して、如説に供養を遂ぐ。更に毎年に九月朔を以て、四箇日法花講会を勤修す。又た上人年来持せし所の仏舎利三粒、図らざるの外に、一粒紛失す。上人常に嗟くこと、年序尚し。而るに寛治五年九月一日、八講会に相当りて、舎利を供養せむと欲す。年来失せし所の舎利一粒、忽に円座の上にしてこれを得たり。上人歓喜して、希有の心を成し、以て多宝塔に安きて、十種の供養を致す。上人多年左の肩に**懸疣**有り。此の時失せ畢りぬ。便ち知る。此の舎利年来懸疣の中に有りしことを。此くの如きの勝事、具に記すに遑あらず。凡そ良峰の仏地為る、此の上人の権輿なり。爾より以降七十余年、永く紅塵を避けて、独り白雲に棲む。持する所のものは三衣一鉢、修する所のものは坐禅経行なり。洛陽田舎、攀ぢ踏んで結縁する者多し。茲に因りて徒衆群を成し、観念静ならず。遂に寺院を隔てて、更に庵室を結びつ。路を塞ぎ戸を閉ぢて、人と語らず。僅に来り入る所は、常に随ふ弟子一人ならくのみ。衣に蟣虱無く、**身に瘡癰無し**。一生持斎し、数日断食す。前に小池有り、群がる蛙音無く、傍に平庭有り、衆の鳥相馴る。滅期に臨みて、両三年常に謂ひて云く、「暁更に至るごとに、屢天楽を聞く。」と云々。爰に承徳三年暮春下旬、小悩に相纏れて、漸く多日に及びぬ。弟子数輩、戸庭に在りと雖も、朝に来り暮に往きて、去留定まらず。雲嶺に聳き、聖人窓を去るの暁に当りて、常に随ふ僧一人、僅に其の傍に在り。是の時香気室に薫じ、音楽天に聞ゆ。上人口に弥陀を唱へ、手に定印を結びて、身心動かず。端坐して入滅す。数日を経たりと雖も、臭気有ること無し。結跏旧の如くにして、容顔変ぜず。道俗来り集りて、礼拝嗚咽す。遂に腰輿に載せて、居ながらに葬斂す。時に生年百十七、化縁薪尽きぬ。	『拾遺往生伝』上巻16	1111年頃	三善為康	井上光貞・大曾根章介校注『往生伝　法華験記』（岩波書店、1974年）
26	**瘡病**	入道乗蓮は、前伊与守高階明順が長男にして、前一条院の侍中の仙客なり。頻に諸司を経て、筑前守に任じたり。遂に花洛に帰りて、雲髪を剃り除き、偏に残年の漸くに闌けぬることを観じて、始めて長日の講莚を展べたり。仏像一体、妙経一部、其れ毎日の講事なり。講説の後、必ず念仏三昧を修す。星霜八箇年に満ちて、薫修三千日に向むとす。道俗男女の聴聞随喜する者多し。時に長久元年八月十四日なり。久しく**瘡の病**を煩ひて、已に危急に及ぶ。耳に長日の講を聴き、口に弥陀の号を称ひて、心神乱れず、端坐して入滅す。其の後衆人夢みらく、件の人或は舟に乗りて西を指して渡り、或は花台に坐して天を凌ぎて昇る、云々とみたり。	『拾遺往生伝』中巻９	1111年頃	三善為康	井上光貞・大曾根章介校注『往生伝　法華験記』（岩波書店、1974年）
27	**二禁** **悪瘡**	少将源時叙は、一条左大臣雅信の五男、母は朝忠卿の女なり。天元年中に、生年十九にして、世を捨てて出家し〈法名寂源〉、大原に住す。俗、呼びて大原入道と云ふ。一の禅門有り。勝林院と名づく。蘭若を占めてより、始めて草庵を結ぶ。四種三昧を行ふこと、四十余年に向むとす。時に三月、背に**二禁**あり。医師これを見て謂はく、「療治すべし。」と。入道云く、「**悪瘡**は多年の望なり。正念に住して、往生を遂げむが為なり。我本より誓願を立てつ。何ぞ更に医方を求めむや。」と者り。四月四日に至りて、香湯沐浴して、新しき浄衣を着す。門弟子を招きて、磬を撃ちて合殺し、十念成就して、忽として滅せり。	『拾遺往生伝』中巻14	1111年頃	三善為康	井上光貞・大曾根章介校注『往生伝　法華験記』（岩波書店、1974年）
28	**①朱愚** **②白痴**	蔵人所の仕人藤井時武は、其の居は則ち上東門、其の職は則ち下走役なり。**朱愚なり**、**白痴なり**。其の性は未だ知らず。爰に江州蒲生郡に一の田夫有り。夢の中に人告げて云く、「汝知るや。仕人時武は、必ず極楽に往生すべし。其の宅は上東門の裏に在り。往きて結縁すべし。」と云々。夢覚めてこれを異び、以て隣里に語る。其の中の一人曰く、「吾亦た此の夢有り。試みに行きて尋ねむと欲す。」と。即ち二人相諾ひて、忽ちに洛都に向ふ。遂に城門に到りて、時武に謁することを得たり。時に両人談ふに夢の事を以てす。時武本より思ふところ無きに似たり。苦に其の所行を問ふに、答へて云く、「阿弥陀三尊、法花経四、五部、形の如くに造写す。此の生の修する所は只だ是れならくのみ。但し人の為に心に愛憎無く、食に偏頗無し。来る者往く者、有るに随ひて与へつ。」と云々。此の後両三に亦た此の夢有り、来りて以て問訊するに、答ふる所亦た是くの如し。又た或人の夢に告げて曰く、「決定に往生する者は三人なり。其の一人は、上東門の時武是れなり。」と。又た淀の津の住人夢みらく、「画船三隻、艤ひて海岸に在り。此の中の二隻は人有り。一隻は人無し。」と。夢に其の故を問ふに、答へて云く、「此の虚しき舟は、仕人時武が乗るべき船なり。」と云々。此くの如き表事は、記し尽すに遑あらず。而る間、長治三年正月三日、俄に小労有りて、已に大漸に及びぬ。同じき七日、奄ちに以て命終へぬ。妾、数月寡にして居れり。夜夢みらく、「時武来りて告げて曰く、『我暫くは人間に住すべし。然れども人皆往生人と称ひて、問訊誼譁して、相忍ぶに堪へず。更に精進を加へて、極楽に生るることを得む。憂ふること勿かれ。』」と。	『拾遺往生伝』中巻24	1111年頃	三善為康	井上光貞・大曾根章介校注『往生伝　法華験記』（岩波書店、1974年）
29	**悪瘡**	下道重武は、左京陶化坊中の疋夫なり。一生の間、殺生を事と為せり。鱗甲を漁るを産業と為し、禽獣を殺すを活計と為す。永長二年二月七日、漁猟の間、肘忽ちに痛むこと在り。医師これを見て、已に**悪き瘡**と称ふ。即ち禅僧一両を屈して、相語りて曰く、「昔は良き友と契りしが、今は**悪き瘡**を得たり。且つは除病を祈り、且つは往生を救へ。」と者り。両僧これに諾ひて、七日住して、除病を祈ると雖も、兼て念仏を勧めたり。第七日の暁に、又た上人範順を迎へて曰く、「病気已に迫りて、死時将に至らんとす。禁戒を受けむことを欲ひ、経教を聴かんことを欲ふ。能く我が為にこれを説け。」と云々。上人已に其の病の急なるを見て、禁戒を授けたる後、先づ法花経方便品を抽いて誦し畢りぬ。此の時病者心に散乱無く、聴聞随喜して云く、「宅には資貯無く、又た親族無し。死後の屍骸は、誰人か収斂せんや。八条河原に一の荒蕪有り。吾彼の所に行きて、此の命を終るべし。然らずんば妾児に遺留せんに、旁に労有らん」と。即ち鮮服を脱ぎて妻子に授け、鶉衣を着て河原に赴けり。禅僧一両、諾に依りて後に在り。隣里の数輩、旧を思ひて相送りつ。已に其の所に到りて、草を薙かし莚を展げて、西に向ひて坐し、口に弥陀を唱へて、心に散乱無し。漸くに昧爽に及びて、念仏して気絶えたり。これを相送りたる者、皆哀傷して帰りぬ。	『拾遺往生伝』中巻26	1111年頃	三善為康	井上光貞・大曾根章介校注『往生伝　法華験記』（岩波書店、1974年）
30	**瘡**	尼妙意は、京兆の上東門の里の人なり。年半百を過ぎて、落飾して尼と作る。其の後世事を営まずして、偏に念仏を修せり。而る間鬢の辺に**瘡**有り。心の中に痛有り。遂に旧故を尋ねて、知足院に到る。即ち房主に相語りて曰く、「此の房に来るの後、心腹痛むこと無し。正念尋常なり。」と。忽ち沐浴して頭を剃り、衣座を払ひ拭へり。凡そ病を受けたるの後、第六日の申剋に及びて、傍の人に告げて曰く、「坤の方に楽有り。其の音太だ妙なり。汝等聞くや否や。」と。人々曰く、「更に以て聞かず。」と。又た曰く、「其の楽遠からず。雲林院の上方に当れり。」と云々。漸くに後夜に及びて、音を揚げて念仏し、又た僧徒に勧めて、念仏合殺せしめたり。唱念の間、眠るが如くして終へたり。時に延久年中、春秋七十。	『拾遺往生伝』中巻31	1111年頃	三善為康	井上光貞・大曾根章介校注『往生伝　法華験記』（岩波書店、1974年）

	原文表記	史料	史料名	成立年	著者・編者名	主な依拠文献等
31	在座如聾如啞	一　大師釈迦牟尼如来は兜率天の上より閻浮界に下りて浄飯大王を父と為し、摩耶夫人を母と為す。生を摩竭提国に顕し託し、正覚を菩提樹の下に唱へたまふてより以来得道の夜より、泥洹の夕に至りて、惣て五十箇年の説教は皆利生方便にあらずといふこと莫し。然りと雖も法界唯心の理は、既に羊鹿の聴を隔て、尽性虚融の砌に、未だ純円の味を膳へず。是の故に、成道の始め、孤独薗に至り七処に座を荘り、海印の定に入り、八会に経を開き、法性の空を観ず。善根を厚殖し、大いなる利益を得て、機少し。**座に在すこと、聾の如く啞の如し。**次に波羅奈国に赴き、四諦縁生の法を説きたまふに倶隣如等開解得道し、八万の諸天、遠塵離苦す。次に祇陁林等に於て、四種の機縁に対し方等教を説き、随類得解す。次に霊鷲山より、白鷺池に至り、十六会の中に般若教を説きたまふこと三十余年、根性を洗汰したまへり。是の如く久く四十余年の間、大少の機根に随ひて、半満の教門を説きたまへり。然りと雖も、皆是れ随他の意説にして、全て出世の本懐にあらず。仍りて一円機調り六瑞の事已りて、正直に方便を捨て、但无上道を説きたまへり。是の故に如来身子に告げて言はく、舎利弗当に知るべし、我が本立てし誓願を、一切の衆を我等が如くに異なること无からしめんと欲ひき。我が昔の所願の如くに今者已に満足して、一切の衆生を化し、皆仏道に入らしめん。是れ我が方便なり。諸仏も亦然なりと云々。当に知るべし、此の経は、是れ諸仏出世の本懐、衆生成仏の直道なることを。然れば則ち三世の挍量の功絶え、一代の十箇の譬喩は徳四味に越えたり。誠に是れ无上法王の髻中の明珠、大覚世尊の秘密の奥蔵なり。是に繇つて、薬王勇施真言を説き、持者を護り、二天十女は神呪を吐きて、行人に添へり。故に悩乱する者は、頭べ七分に破れ、供養する者は、福十号に過ぎたり。如来出世の本意、是に於て足れりと為す。是れ則ち四教の中には純円教、五味の中には醍醐味なり。弟子後五百歳、今既に此の教に遇へることを得たり。是の時甚だ希有なり。譬へば優曇花の如し。仍りて且つは仏恩を報いむが為に、且つは後昆を勧めんが為に、前後を伴なひ三邦に於て一毛を九牛より覓め、文を縮め、詞を和し、詮を採り、要を集めたり。伏願くは我が本師如来、添く上首として遺弟の撰集に、證明知見、慈悲護念して往生極楽の行願、現身に早く成就せしめたまへ。（後略）	『探要法華験記』上巻１	1155年	源西	馬淵和夫『探要法花験記』（武蔵野書院、1985年）
32	①高三尺五寸 ②形雖女人、无女根、僅有尿道	三十一 比丘尼舎利菩薩は、肥後国の八ツ代の郡の人なり。母懐妊の後、勝宝三年十一月十五日寅の時に、一つの肉段を生めり。其の躰、明月の如し。夫婦共に驚きて山谷に捨て了んぬ。後に七日を逕て往きて□を見る。卵の開くるが如くにして、妙なる女子有り。父母歓喜して取りて之を養ふ。万人聞く者、皆奇異を為す。八月を逕て後に、**俄に身長大にして高さ三尺五寸なり。**自然の智有り。言詞巧妙なり。七歳已前に法花経一部、花厳経一部を暗誦し畢んぬ。深く出家を楽ひ、比丘尼と成り、昼夜六時に法花経を誦す。其の声甚妙にして、聞く者涙を流す。面貝端正にして、見る者寵愛す。**形は女人と雖も、女根无く、僅に尿の道有り。**世を挙げて尊重す。誠に賢聖の如し。当国分寺の僧幷びに豊前宇佐の大明神宮寺の僧両人此の尼を見て曰はく、「汝は是れ外道なり。仏弟子に非ず。」と。誹謗嫉乱す。時に空の中より、鬼手を降して両僧の頭面を鼈み割く。僧等幾くならずして死去し了んぬ。後に肥前の国の佐賀の郡の大領、安居会を設け、大安寺の戒明法師を請じて八十花厳経を講ず。此の尼日々に聴聞す。講師尼を見て罵警放言すらく、「何なる尼なれば猥がはしく衆中の広座に交はる乎。」と。尼曰はく、「仏に大悲有り。法は是れ平等なり。衆生の為に正法を弘む。何の故ぞ強ちに分別して制止する乎。抑も所説の経に就きて少分の疑有り。今当に愚昧を明にすべし。」と。花厳経の偈と同種の講師の見を出して、此の義を答ふ。時に智徳の僧達大きに驚き椎しびて、各の問を出して尼を試むるに、々（尼）一々に能く答へて敢て難無し。尓の時に諸人敬重礼拝して曰はく、「是れ凡人に非ず。聖人の垂跡なり。」と。即ち舎利菩薩と号け、道俗貴賤帰敬せずといふこと莫く、其の教化に随ひて仏道に趣く人多し。	『探要法華験記』上巻31	1155年	源西	馬淵和夫『探要法花験記』（武蔵野書院、1985年）
33	盲聾瘖痘 盲聾	三十六　長安の県に一りの老女有り、**盲聾瘖痘**にして人に軽賤せらる。時に大寺にして新法花を講ず。玄孫手を牽き大寺に向はしむ。然りと雖ども、**盲聾**を以つての故に見聞することを能はず。玄孫其の両手を合はせ講肆の方に向はしむ。女内心に存念して合掌して礼す。後三月を経て忽尓として暴卒す。玄孫葬らむと欲す、死女尚を暖かなり。即ち夜の三更に至りて声を発し玄孫を呼ぶ。聞く者妓鬼と謂ふ。〔（別訓）謂妓鬼なりと〕。大いなる怖畏を生じ慎みて報へず。然るに明る朝之を見る。死する女起ち居て両眼倶に明かなり。言語常の如し涕泣悲喜す。玄孫問ひて曰はく、「汝は是れ鬼魅か。」と。答へて曰はく、「尓らず。」と。吾は初めて死の時に一りの冥官を見れば我を駈りて王の所に向ふ。時に王座より下り合掌して我に向ひて曰はく、「汝は是れ大功徳の人なり。合掌を以つて法花経を供養するが故に、業障消尽して諸根本に復す。尚ほ余命有り。早く人間に還り法花の功力を示せ。」と云々。即ち少路に出でて神ひ本身に入り、眼耳本に復して言語此の如し。即ち半日を過ぎ已已りて飲食例の如し。女玄孫と大寺に往詣し此の因縁を説くに、見聞の者感喜せずといふこと無し。後に女居処を捨して法花経を供養じ奉る。	『探要法華験記』下巻36	1155年	源西	馬淵和夫『探要法花験記』（武蔵野書院、1985年） ※『法華伝記』巻10・継承説話
34	癡者 癩瘡	三十七　僧徹禅師者絳州の南孤山の人なり。曽し行路の次に即ち**癡者**に遇ふ。禅師之を引きて山中に至り居を構へ、食を給し法花経を読ましむ。然るに本性頑鄙にして一字を識らず。句々に授くと雖も、更に得べきこと无し。仍りて丹懇を至し漸く半部に向へる時に夢に教ふる者有り。即ち五六巻に及ぶ時には**癩瘡**漸く愈えて、既に一部の功了りて鬢眉平復して膚の色常の如し。経に、病の良薬なりと曰へるは金言誠なる哉。	『探要法華験記』下巻37	1155年	源西	馬淵和夫『探要法花験記』（武蔵野書院、1985年） ※『法華伝記』巻５・継承説話
35	老弊盲者	四十　釈恵明は何所の人なるかを知らず。性範聡明にして 望仏乗に在り。即ち深き山に入りて法華経を講ず。数群の猕猴来りて法を聴く。異鳥象虎、棄を以つて供す。三月を経て後、夜窟の上に光明有り。漸く窟の前に近づくを見れば、是れ則ち天人なり。自ら称して曰はく、「吾は是れ猕猴の中に**老弊して盲ひたりし者**、是れなり。明公の講経を聞くに依りて命終して忉利天に生れたり。吾が本身は死して、室の東南七十余歩の外に在り。天上受楽間断无し。師の恩を思ふが故に此の砌に降臨せり。願はくは妙法を講説するを聞かむと欲ふ。」と。明公曰はく、「将に如何に講説せむと。」と。 天曰はく、「吾れ急ぎて天上に退かむと欲ふ。師一部の典を以つて八に分ちて講ぜよ。」と。明公曰はく、「持てる所は経七巻なり。将に七巻に分つべし。何ぞ必ず八講にすべき。」と。天曰はく、「法花とは是れ八年の説なり。若し八年の講実に久くは、願はくは八座を開きて、八歳に擬らへて説きて略して仏の旨を明すべし。」と。明公即ち七巻の経を分ち八軸を成す。天の為に八座を開講すること既に訖んぬ。天歓喜して八枚の真珠を以つて、恵明に奉施して、偈を説きて曰はく、「釈迦如来世を避りたまふこと遠かれば、妙法を流転するに、値遇すること難し。値ふと雖も義を解すること亦難しと為す。解すと雖も講宣すること最とも難しと為す。 若し是法の一句の偈を聞き、乃至須臾なりとも聞きて誇らずは、三世の罪障皆消滅して、自然に仏道を成すこと疑无し。吾今聴聞して畜の身を捨て、生まれて欲界第二天に在り。威光旧生の天に勝れたり。勝利思ふに難く説くべからず。」と。斯の 偈を説き已りて、還りて本天に上りぬ。明公具に此の事を記し、石室に収めて去る処を知らず。室及び書記今現在す。	『探要法華験記』下巻40	1155年	源西	馬淵和夫『探要法花験記』（武蔵野書院、1985年） ※『法華伝記』巻５・継承説話
36	両目共盲	厳実上人は、大和国虚空蔵嶽の住侶なり。**杜年の始、両眼共に盲ひたり。**業障を懺せんが為に、当山に参籠す。縄に鳩杖を携へて、鵝王を巡礼す。三年の間、一心に祈請す。有る時、先に社壇に参り、次で大塔に詣ずるに、忽然として眼開き、目輪新たに現すこと、綽楚忽の間、周章して佇立す。猶ほ両目を拭ひて四方を見る。堂舎塔廟、朝日に巍然たる山岳林樹を映し、秋霧を凌ぎて縦横たり。毫末をも計へつべく隙の塵も窺ひ足れり。泣きて叢祠の月を報賽し、屢ば山殿の雲に踊躍す。其の後終焉の時に到りて、弥陀像に向ひて、香華を備へ、名号を唱へて、安坐して即世す。眼前の悉地已に成り、身後の得脱豈に疑はんや。	『高野山往生伝』32	1187年以後	如寂	井上光貞・大曾根章介校注『往生伝　法華験記』（岩波書店、1974年）

※１．原文表記には、作成者の判断により疾病（障害）表現の症状等の関係する原文表記を史料から抜き出し、本文の該当箇所に下線及びゴチック体太字で示した。複数の疾病（障害）がある場合は欄内で①・②等と記して区別した。
※２．訓み下し文は、基本的には依拠文献に基づくが、作成者の判断により修正した箇所がある。
※３．史料は、全文を原則としたが、適宜、中略・後略も行った。
※４．史料は、便宜を図る意味で、概ね成立年代順に並べ、通し番号を付した。
※５．史料の字体は、常用漢字で統一するが、意味の齟齬などに配慮し、適宜原典文字に準拠した。
※６．小字や割注は、〈　〉で示した。
※７．「主な依拠文献等」の欄には、依拠文献のほかに直接・間接に継承した説話集を明示した。